

| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
|     |     |     |     |      |       |

| 総務常任委員会会議録                                                 |                                                             |     |              |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 日 時                                                        | 平成 2 2 年 9 月 2 2 日（水）                                       | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
|                                                            |                                                             | 散 会 | 午後 5 時 3 3 分 |
| 場 所                                                        | 第 2 委 員 会 室                                                 |     |              |
| 議 題                                                        | 付 託 案 件                                                     |     |              |
| 出 席 委 員                                                    | 前田委員長、斉藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・<br>横田・久末各委員                      |     |              |
| 説 明 員                                                      | 教育長、総務・財政・教育各部長、会計管理者、消防長、<br>監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほかに関係理事者 |     |              |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。<br>委員長<br><br>署名員<br><br>署名員<br><br>書 記 |                                                             |     |              |

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 13 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成22年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室林主幹

平成22年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る8月11日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、平成22年度一般会計補正予算第1号、港湾工事受益者負担金徴収条例案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、監査委員の就任につき同意を求める件、以上5件が提案され、それぞれ提案どおり可決、同意されました。

次に、報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について専決処分報告があり、承認され、また地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類3件の報告がありました。

次に、議員提出議案であります議員派遣の件は、原案どおり可決されました。

○委員長

「財政再建推進プラン実施計画平成21年度取組状況について」

○（財政）笹山主幹

財政再建推進プラン実施計画の平成21年度における取組状況を報告いたします。

配付資料をごらんください。

平成21年度の主な実施状況等の欄の黒い四角をつけている内容が、平成21年度の主な実施内容ですので、その部分を中心に報告させていただきます。

まず、1ページ目ですが、Ⅰ．行財政システムの改革の1．組織・機構の改革と市民協働の推進の（1）組織・機能のスリム化・効率化では、①組織・機構の見直しの中で、まず、部を再編では、病院事業において地方公営企業法を全部適用したことに伴い、病院局を新設し、また両病院の企画・経営を統括する部門として、経営管理部を新設しました。

次に、室・課などを再編では、総務部において、市立病院新築準備室を廃止し、病院局へ業務を移管しました。その他、建設部、生活環境部、財政部においても記載のと通りの再編を行っております。

次に、（2）官民の役割分担の見直しでは、①業務委託の推進として、本庁舎の電話交換業務を民間委託したほか、家庭系ごみ収集業務の民間委託の拡大などを行うとともに、し尿処理場の夜間等の警備及び維持・管理業務を

委託しております。

また、④地域住民、ボランティア・NPOとの協働として、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を活用し、13のまちづくり団体に対して、小樽市ふるさとまちづくり協働事業による助成を実施するとともに、福祉コミュニティ都市推進事業により、高齢者福祉懇談会である優游の会への支援を行いました。

2 ページをお開きください。

2. 内部努力の徹底の（１）人件費等の抑制では、①定員管理の適正化として、全会計の職員数を前年度と比較して117人削減いたしました。

また、⑦にありますように、平成21年度においても退職手当債の借入れを行っております。

次に、（２）事務事業の見直しでは、⑨福利厚生会の統合ですが、市と小樽病院の福利厚生会を統合しました。

3 ページになりますが、（３）経費の節減では、①委託業務・仕様の見直しとして、前年度に引き続き警備業務等の委託内容の見直しを行ったほか、④公債費負担の軽減として、高金利の公的資金の借換えを行いました。

また、（４）新たな歳入の確保では、①広告料収入の確保として、新たに職員の給与明細に広告を掲載しております。

次に、4. 特別会計・企業会計の収支改善では、病院会計において病棟の再編を実施したほか、診療報酬算定項目の新規適用の推進や、診療材料費削減の取組の強化などを図りました。水道、下水道事業会計においては、記載のとおり、一般会計と同様、公的資金の借換えなどを行いました。

また、Ⅱ. 公平で適正な負担のあり方の1. 行政サービスの範囲と負担の見直しの①使用料等改定・見直しのルール化として、4年ごとの見直しというルールの下、前回実施した平成17年度に引き続き施設使用料や手数料の見直しを行いました。

次に、4 ページになりますが、Ⅲ. 資産、ストックの有効活用の3. 基金等の活用の①特定目的基金等の活用では、財源対策として他会計からの借入れを行いました。

また、Ⅴ. その他の1. 人材の育成と多様な人材の確保の②人事評価制度の導入では、管理職において人事評価の2次試行を実施しました。

次に、5 ページになりますが、2. 公正の確保と透明性の向上の①市民への情報提供の充実では、市のホームページをリニューアルし、外国語への自動翻訳機能の導入などを行いました。

また、3. 行政サービスの向上の③窓口業務の充実では、駅前サービスセンターの窓口利用時間を利用者が多い4月と3月にそれぞれ2回延長しております。

これらの取組の結果としまして、実施及び継続実施している項目数は59項目になりまして、全体の64項目に占める割合を実施率としますと92.2パーセントとなります。

参考として、平成21年度の取組効果額を示しておりますけれども、前年度決算額と比較いたしますと、一般会計の一般財源ベースで4億5,900万円の効果となっています。

なお、この財政再建推進プラン実施計画につきましては、21年度が最終年度となっておりますけれども、22年度につきましても、実施計画における取組を継続するとともに、23年度以降につきましては、新たな財政健全化計画の検討作業とあわせて、このようなプランの必要性も含めて改めて検討してまいりたいと考えております。

## ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、まず、市長から提案されております議案について順次説明願います。

「議案第35号について」

## ○（教育）総合博物館主幹

議案第35号小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、総合博物館本館、分館及び旧日本郵船株式会社小樽支店に係る共通入館料及び定期入館料と、これに伴う手宮洞窟の無料入館に係る小樽市総合博物館条例、小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例及び小樽市手宮洞窟保存館条例の一部を改正するためのものです。

平成19年7月の総合博物館開館時から、本館と分館の共通券を発行しておりますが、この発行件数が21年度は20年度の1.5倍の伸びを示しています。さらに、総合博物館は21年度から文化財業務が統合され、旧日本郵船及び手宮洞窟も所管しており、北運河地区への回遊性を持たせることや、市内関連施設の利用実態調査などから、本館、分館の利用者の中に旧日本郵船利用者が見込まれることなどから、これまでの本館と分館に旧日本郵船を組み入れて入館者の促進を図ってまいりたいと考えております。

総合博物館で、現在、本館と分館の2館共通券を1種類発行しておりますが、この条例案では、これに旧日本郵船を組み入れ、本館と郵船、分館と郵船の2種類の2館共通入館券を加え、3種類の2館共通入館券を発行するとともに、これまでの本館と分館の定期入館券にも郵船を組み入れた3館入館できる定期入館券を発行するものであります。

また、手宮洞窟については、冬期間の閉館や入館料が異なることから、共通入館料、定期入館料の対象施設から除き、これらの共通入館券及び定期入館券の購入者に対して無料入館をさせるものであります。

なお、共通入館料及び定期入館料の料金については変更ありません。

条例の施行期日は、平成23年4月1日を予定しております。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

「議案第36号について」

#### ○（教育）美術館副館長

議案第36号市立小樽美術館条例及び市立小樽文学館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案につきましては、美術館及び文学館の再整備事業に伴い、新たに設置する美術館の展示室に係る使用料を設定するとともに、関連する規定等の整備を行うものであります。

その改正の主なものにつきましては、初めに第1条市立小樽美術館条例の一部改正、再整備に伴う改正では、第5条中の展示室、特別展示室を広く市民に周知されている名称、市民ギャラリーと改めるほか、新たに設置する展示室として多目的ギャラリーを加えるものであります。また、第9条第1項中の使用料については、現行条例では面積表示とあわせて使用料を条文の中で明記しているものを、施設の名称ごとに市民ギャラリー1、1,800円、市民ギャラリー2、2,700円、多目的ギャラリー4,500円と別表で定めるものであります。

次に、第2条市立小樽美術館条例の一部改正、第5条中の展示室、現行の常設展示室については、特別展、企画展を主として展示していることを踏まえて、企画展示室と改正するほか、平成23年4月オープンを目途に新設する一原有徳展示室を加えるものであります。

また、第6条第1項については、現行条例の本文において観覧料を明記していたものを、わかりやすく別表で明記するほか、文学館に入館し、さらには美術館を観覧しようとする者の観覧料、共通料金を共通観覧料に改正するものであります。

なお、別表の普通観覧料の高校生である者及び高齢者は150円、それ以外の者は300円、共通観覧料の高校生である者及び高齢者は300円、それ以外の者は500円の料金は現行料金と同様であります。

さらに、第7条第3項については、今後、予定している美術館との共催等により展示を行うもの、例えば実行委員会などに対して無料で企画展示室をはじめ、中村善策記念ホール、一原有徳展示室の全部または一部を使用させることができるように改正して、規模の大きな展示に対応できるようにするものであります。

次に、第3条市立小樽文学館条例の一部改正についてであります。本条例改正第2条の市立小樽美術館条例の

一部改正と並行して改正すべき条項について同様の改正を行うものであります。

次に、附則の施行期日については、文学館・美術館を利用する方々へのサービスを低下しないように、市民ギャラリー及び多目的ギャラリーの使用料等の改正に係る第 1 条については、平成 23 年 1 月 1 日から、第 2 条及び第 3 条等については、新たに設置する展示室一原有徳展示室の使用開始時期などから、23 年 4 月 1 日からと 2 段階で施行するものであります。

#### ○委員長

「議案第 37 号について」

#### ○（消防）主幹

議案第 37 号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

これまで、児童扶養手当法により、消防団員の母子家庭には児童扶養手当が支給されておりましたが、このたび児童扶養手当法が一部改正されたことにより、これまでの母子家庭だけではなく、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになったため、引用条項の改正等所要の改正を行うものであります。

#### ○委員長

「議案第 38 号について」

#### ○（消防）予防課長

議案第 38 号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、消防法の一部改正等に伴い、防災管理担当者への教育を行う規定の創設及び個室型店舗の避難通路を確保する規定の創設並びに所要の改正を行うものであります。

まず、防災管理担当者への教育を行う規定の創設につきましては、防災管理業務を受託して事業を行う者は、防災管理業務に従事する者へ、教育担当者を定めて教育を行わなければならない旨の規定を設けるものであります。

次に、個室型店舗の避難通路を確保する規定の創設につきましては、カラオケボックスなどの個室に設けられた避難通路に面する外開き戸は、火災発生時に戸を開放しても再び閉鎖状態となることで、避難の際に避難通路の障害とならないように措置する旨の規定を設けるものであります。

続きまして、その他所要の改正といたしましては三つございます。一つ目といたしましては、燃料電池発電設備に固体酸化物型燃料電池による発電設備を新たに追加するものであります。

二つ目といたしましては、共同住宅とグループホームなどが混在している複合型居住施設につきましては、自動火災報知設備が設置されている場合には、住宅用火災警報器の設置を免除する規定を追加するものであります。

三つ目といたしましては、引用条項の変更となっております。

#### ○委員長

「議案第 39 号について」

#### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画について説明いたします。

本件については、8 月 3 日の当委員会におきまして、計画素案の内容とパブリックコメント手続の実施について報告したところでありますが、過疎地域自立促進特別措置法で定められている北海道との協議が完了し、計画案として取りまとめたことから、今回、法に基づき議案として提出したところであります。

簡単に、その後の経過を説明いたします。

パブリックコメントを 7 月 22 日から 8 月 20 日までの 1 か月間実施いたしましたが、その結果、4 人の方から御意見をいただきました。

意見の概要でございますが、市民プールの早期建設の促進や学校再編に伴う新校舎の建設など施設整備の要望に関するもののほか、市立病院建設問題や福祉のまちづくりの推進、さらには小樽港と石狩湾新港の活用による地域

の活性化の必要性などについて御意見が寄せられたところであります。

これらの意見は、市の行政運営上の個別施策や事業に関連するものでありますことから、担当部局と協議・調整を図っていく中で、今後、施策推進上の参考としてまいりたいと考えております。

なお、御意見と市の考え方については、市のホームページに掲載してございます。

北海道との協議の経過についてであります。計画素案について事前の調整を進めた後、本協議会を行い、8月30日付けで計画について異議がない旨、北海道知事の回答があり、協議が終了したところであります。

事前協議を行った結果、一部、見直しを行っております。

具体的に申し上げますと、産業の振興や交通通信体系の整備など、計画本文における施策項目の該当箇所について助言があり、地域コミュニティ維持に関する記述を集落の整備からその他地域の自立促進に必要な事項へ移行するなど、記載箇所の変更を行っておりますが、内容・趣旨の変更などはありません。

また、ソフト事業の記載方法などについても、記載例が示されたことから、より詳細な記述など見直しを行っております。

あわせて、素案段階では、第2回定例会補正予算までの事業を掲載しておりましたが、本計画では、過疎対策事業債の充当などを踏まえ、第3回定例会補正予算として提出中の事業についても、追加登載を行ったところでございます。そのほかの変更などはありません。

本計画については、議決をいただいた後、計画決定を行い、10月には財政当局において、平成22年度分の過疎債の申請を行う予定であります。

なお、今後、事業の大幅な変更や新規の事業などの対応につきましては、変更計画を策定し、改めて議決をいただくこととしております。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

「議案第44号について」

#### ○（消防）予防課長

議案第44号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

小樽市から委託を受けて特定屋外タンクの適合性の審査を行う危険物保安技術協会の審査委託料が、人件費単価の抑制や審査時間の短縮化、各種作業の効率化により引き下げられました。この審査受託料が引き下げられたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、当該審査事務等の標準手数料の額がおおむね9パーセントを引き下げられたため、本市の手数料の額も同様に約9パーセント引き下げるものであります。

#### ○委員長

次に「議案第41号について」、提出者より説明願います。

#### ○菊地委員

議案第41号小樽市非核港湾条例案につきまして、本会議で詳しく説明していますので、簡単に提案します。

5月のNPT再検討会議の成果の上に、またその流れを促進することが期待される第65回国連総会を前に、改めて日本政府は積極的な役割を果たすことが問われます。核兵器全面禁止条約の締結交渉を速やかに開始する合意を実現するためにイニシアチブをとること、核抑止力からの脱却を国際社会に認めてもらう姿勢を明確にすること、こうしたことが日本政府には求められていると考えます。

小樽市非核港湾条例の制定は、その方向を促進する道であることを訴えて、ぜひ御賛同いただきますよう訴え、提案説明いたします。

#### ○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

---

## ○菊地委員

### ○小樽市過疎地域自立促進市町村計画について

初めに、小樽市過疎地域自立促進市町村計画についてお尋ねしたいのですが、総合計画に上げられていないで、今度の過疎計画の中に新たな事業として加わったものは幾つか教えていただきたいと思います。

### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

新たな事業についての御質問でございますが、過疎計画は総合計画に登載している施策・事業を前提として策定しておりますけれども、予算措置の関係から一部新たな事業についても盛り込んだところでございます。

具体的に例を挙げて申し上げますと、今、お手元にならないかと思うのですが、過疎計画上は26ページに産業のシートがございまして、その下から2段目の中国人観光客向け決済システム導入、いわゆる銀聯（ぎんれん）カードの導入促進事業のほか、38ページの星野町地区ギャップフィラー設置事業などがございます。それから54ページの児童福祉施設、保育所におきます市立保育所施設整備事業、認可外保育施設整備事業のほか、62ページの移動図書館整備促進事業などが、今回の第3回定例会の補正予算の対象として上げられております。

## ○菊地委員

いずれも小樽市の経済活性化や、それから市民要求の強いものについては、そういうふうにして上げていただくことは大変結構なのですが、過疎債で充当して事業を行う場合、計画に載せる必要があります。そうしますと、今度、第4回定例会の補正予算で新たに事業に対する予算が出てきたり、それにかかわって過疎計画が変更するというようなスケジュールは出てくるのでしょうか、お尋ねします。

### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

理論上は、第4回定例会で補正することもあり得ますが、今の時点ではハード事業の大型事業がここ何か月かで新たに出てくることは想定されないので、恐らく、これらについては第1回定例会で御審議いただくのが直近になると予測されます。

## ○菊地委員

過疎債の利便性を活用して、市民にとって必要な事業は大いに進めていただきたいという立場で、基本的に素案に対して反対するつもりはないのですが、一言、68ページのその他地域の自立促進に関し必要な事項というところで意見は述べておきたいと思います。

（イ）新幹線を活用したまちづくりでは、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進める必要がありますとうたわれています。本線はいいのですが、地域の自立促進ということになりますと、在来線のJRからの分離について、今、小樽市内の塩谷とか蘭島地域の皆さんから陳情が上がっていますし、後志各町村の皆さんのJRからの分離に反対するという準備運動も起きているわけです。そういった要望にこたえる方向が確保されてこそ、地域の自立促進と考えていますので、その点については今後も議論させていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

この点について、何かありましたらお願いします。

## ○総務部長

新幹線を取り巻くいろいろな課題があるのは承知しておりますし、今、御指摘があったようなことも当然あるのですが、過疎計画の中で我々が目指すまちづくりというのは、基本的には切り口が違うかと思います。ですから、この中では、少なくとも新幹線を活用してまちづくりを行うような感じで、例えばここと言えば周辺の活性化とか、そういったものがいざ始まったときに、これらを位置づけてなければ有利な形の政策転換ができないわけ

ですから、そういう意味では、当然、御意見として受け止めさせていただきます。

今、おっしゃったような新幹線を取り巻くさまざまな課題についても、また別の場所でいろいろな議論をやっていますので、それは御理解をお願いしたいと思います。

#### ◎陳情第1174号（新小樽市室内水泳プールの早期建設促進方）について

##### ○菊地委員

過疎計画について質問していきまして、ちょっと関連する部分もありますので、市営室内水泳プールについてお尋ねしておきたいと思います。代表質問で中島議員が市営室内水泳プールの早期建設を訴えました。先ほど、陳情者の方の訴えもあったのですが、市長は新市長の下、政策予算の中で明らかにされるというふうにお答えになりました。それには、建設場所や規模の検討が急がれることから、先進事例の調査を行うなど、鋭意検討を進めていると聞いておりますとお答えになっていますが、現行の進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

##### ○（教育）吉井主幹

建設場所や規模についての検討経過や進捗状況についてということだと思いますが、建設規模につきましては、過去に4回ほど、水泳団体等と意見交換を行っておりまして、直近では本年5月に新市民プール建設のアンケート結果や、建設場所、建設規模について意見交換を行っております。

そのことを踏まえまして、今後も、水泳団体の皆さんや、水泳関係者、市の関係機関と意見交換を進め、小樽市の生涯スポーツにふさわしいプールの建設規模をまとめていきたいと思っております。

また、建設場所につきましては、皆さんの御希望を基に中心市街地で、公道やバス路線が近くにあること、駐車場を整備できる比較的広大な平坦地、また電気、水道の供給設備等周辺環境などを考慮した中で、今、競技者や市民が利用しやすい場所の調査を進めているところです。

##### ○菊地委員

何か建物を建てる時に、中心市街地ということになると、小樽市はなかなか大変で、場所的な課題も抱えるのですが、今、御答弁されたような条件をクリアする場所というのは幾つか候補が考えられるのでしょうか。

##### ○（教育）吉井主幹

プールの建設につきましては、建築基準法上、プールは遊戯施設、風俗施設という位置づけがございまして、建設できる用途制限が限られております。その中で、富岡1丁目の小樽税務署の跡地や、旧丸井今井小樽店跡地、また小樽公園周辺を起点とした部分でのプールを建てられる広大な用地を検討しているところです。

##### ○菊地委員

なかなか規模が決まらないうと、場所も決まらない。場所のめどがつかないと、規模についても考え方が進んでいかないという閉塞状態にあるのではないかと思います。それを打開していくためには、そういうところで足踏みしているという悩みも含めて、プールの事業者の方とか市民団体の方々との協議も一方では必要なのではないかと思います。そうしないと、本当にいつ場所が決まるのだろうか、いつ具体的な予算づけをしていただけるのだろうか。市長は、病院建設については道筋をつけた、次はプールだと、一日千秋の思いで待っている皆さんへの、もうちょっと何か明るい希望を持てるような情報提供がされないものかといつも思っているのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

##### ○教育部長

まず、現状の位置づけとしては、総合計画の前期実施計画の中で、何とか基本設計、実施設計までは終えて、そして具体的に建設に入りたいということで位置づけています。ですから、基本的には、この計画に基づいて作業を進めていかなければならないと思っています。もう平成22年度ですから、前期実施計画といってもそれほど先の話ではないということは私どもも十分理解をしています。

本会議で市長の方から、規模と場所についてまず議論をしなければならないと答弁しておりますが、市長部局、

それから子ども教育委員会のほうにもきちんと調整してやるよう指示を受けております。それで、一つの考え方として、規模の部分なのですけれども、先ほど担当主幹がちょっと触れましたけれども、昨年の秋にアンケート調査を行いました。それで、主に高島小学校温水プールを利用している方とか、総合体育館を利用している方とかから 300 件ほど回答をいただいたのですけれども、規模で申し上げますと、きちんとした大会等ができる 50 メートルプールというのがあります。ただ、やはり小樽というところからすれば、25 メートル程度でよいのではないかというのが、アンケート調査では一番多い数字になっています。そのほかでは、やはり高島小学校温水プールは公認ではありませんので、きちんと公認をとって、記録として残るプールにしてほしい。それから、子供用の遊泳プールが欲しい。温水プールでも体は冷えますから、採暖室が欲しい。こういったところが複数回答になっており、どれも 100 件を上回っているということで、大体、新しいプールについても、主にプールを利用している市民の方からの御要望が強いのはそこら辺かと押さえております。

ですから、基本的には、今申し上げたような規模を軸にしているということで考えています。

問題の場所なのですけれども、アンケートの中で、駐車場が狭くても公共交通機関が利用できる市街地、これが 112 件なのです。郊外でもいいから駐車場が整備されているほうがいい、それが 103 件で、全く同じという感じなのです。もちろん、二つの要件を満たせる部分が一番いいに決まっているわけなのですけれども、先ほど申し上げました規模のプール、それから高島小学校温水プールで市民大会もやりましたけれども、やはり 100 台ぐらいの駐車場が必要だという印象を私は持っています。そうしますと、4,000 から 5,000 平方メートルぐらいの敷地が必要になってくると思っております。

御意見としては、先ほど担当主幹のほうから言いましたとおり、なかなか市が中心部にそれだけの土地を買うということは難しい、土地自体がなかなか見つからないという部分があるものですから、今、市が持っているところで、教育委員会庁舎の前とか、候補として議論の中ではそういった御意見も出ております。

ですから、私どもも、先ほど言いましたとおり、前期実施計画といってもそんなに時間があるものではないですから、話し合いの中で御意見を聞きながら、土地を決め、計画に載っているスケジュールに合わせて作業を進めてまいりたいと思っています。

いずれにいたしましても、それぞれ団体の方々とは、これまでも話合いを持っていますし、これからも節目での話合いは進めてまいりたいと思っております。

#### ○菊地委員

明らかにしてひとり歩きされても困る情報もありますから、なかなか難しいところがあると思うのですが、その利用者とか利用団体とかが、ざっくばらんに話合いをする場を設けながら、待っている人たちが頭の中で計画の道筋が見えるような話合いを今後考えていただければと思います。

実は、過疎計画にこのプールの建設についても示されており、事業予算となってくると、当然、過疎債を利用することもお考えなのかと思うのですけれども、基本設計、実施設計とか、どこからが過疎債の対象になるのかということについてお尋ねします。

#### ○財政課長

新・市民プール整備事業と過疎債の対象範囲でございますけれども、今回提案しました過疎計画（素案）は、62 ページになりますけれども、その中に、事業内容として基本設計・実施設計を記載していますが、基本設計につきましては、一般的な調査費とみなされて、過疎債の対象外になるのではないかと考えておりますけれども、実施設計や本体工の部分につきましては、過疎債の対象になるものというふうに考えております。

#### ○菊地委員

関係部局の皆さんには、ぜひ市民要望実現の立場でこれまで以上に頑張っていただきたいと思います。議会の中でも、こうした市民の負託にどうこたえていくのかという点で、ずっと継続審査になっているわけですが、そうし

た事業を進める立場で、ぜひ陳情を採択していこうという積極的な姿勢を訴えながら、この点についても質問していきたいと思います。

◎陳情第1175号（小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方）について

続きまして、文学館のポプラ並木の陳情が寄せられていますので、この点について何点かお尋ねしておきたいと思います。

これまで文学館・美術館の整備計画については報告を受けていましたし、そういう方向で進んでいくのかなと思いましたが、改めて陳情が寄せられて、あそこに立っているポプラについていろいろ調べてみたのですが、今、文学館のところに立っているポプラの生育歴について、教育委員会でつかんでいる情報についてお知らせいただきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

文学館・美術館のところに立つポプラの関係でございますが、まず、正確な資料がないので、貯金局に勤めていた方などから聞いたと言われている話の中で、教育委員会は押えております。昭和27年に小樽地方貯金局として建設され、そのときに、同時に、恐らく苗木だと思うのですけれども、二、三年程度経過した苗木が植えられて、今、樹齢が約60年程度たっているという状況でございます。

○菊地委員

あそこに、いろいろな木がある中でポプラが選ばれた理由についてもわかりますでしょうか。

○（教育）美術館副館長

ポプラの木が建設時に選ばれた理由ですけれども、その当時は5本植えられたと思います。一原有徳先生が書かれた本がありまして、「脈・脈・脈」という自伝的な本なのですけれども、その中に建設当時の木の選択についての文言が書かれております。当初、本州でよく育つと言われるマキを選択する予定だったのですけれども、その木は北海道にはなじまないということで、急遽、ポプラにかわったということで記述されております。

○菊地委員

あそこは、今御説明いただいたように、昭和27年に貯金局として建てられた、貯金局が今の入船の上のほうに、ちょうど教育委員会の向かいあたりに移されるときに、水道局の土地と聞いていますけれども、等価交換されたというふうに伺っているのです。そのときに、ポプラと、そのポプラが立っている土地の部分は国の財産でしたが、そのまま小樽市に移したというふうに伺ったのです。そうすると、ポプラも財産として財産目録に入っているかと思ってずっと調べたのですが、ポプラはなかったです。国は、財産だと言って、小樽市に譲ったのではなくて等価交換されているのですね。小樽市として財産になっていないのはなぜなのかと思うのですが、その辺についての経過はわかりますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市において、基本的にポプラは不動産という位置づけを持っております。そして、財産内訳書に記載しているか、していないかという形なのですが、基本的に国は規則で樹木というものを財産内訳書に記載するものと思っています。小樽市は、地方自治法の施行令の規則をそのまま使っておりまして、そこには樹木を記載する欄はございません。

基本的に、一般的な樹木においては、土地と一体的な管理をするものという位置づけがありまして、例えば、門とか石垣とかですね。そういうものと同じような考え方で、財産台帳に記載していないということで考えております。

○菊地委員

財産台帳には記載してないけれども、固定資産税の対象にはなるのですか。

○（財政）契約管財課長

固定資産税ではなくて、要するに不動産です。

○菊地委員

不動産としての価値はあるわけですか。

○（財政）契約管財課長

価値というのは難しいところですが、不動産としては財産になります。

○菊地委員

そういったポプラの歴史とか、ポプラの財産としての位置づけとか、そういうことについても、この間、知ることができたのですが、今回の陳情書には、樹木医の方の診断書が添付されていたのです。このポプラについては、健康樹木という判断ですが、このことについて教育委員会の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○（教育）美術館副館長

このたび提出された陳情書の関係でございますが、樹木医の調査結果も確認させていただきました。私ども教育委員会としましては、その結果については真摯に受け止めて、本当にそのとおりだというふうには認識しております。

○菊地委員

それでは、あえて倒木の危険がないという認識だととらえてもよろしいのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

調査結果等も確認した中では、健康木が倒れることはないという評価がありました。市でも、現在、そう感じております。

しかし、過去に、昭和60年の台風で5本のうち1本が倒れ、また、その残りの4本については、その台風のときに斜めになったという証言も、最近、近場で見ていた方にお聞きしました。そういった中では、今後も強風で倒れないという保証はない。万が一、倒れた場合には、人や車、今後、整備する広場は、たくさんの市民、観光客にいらしていただきたいという形で整備しますので、そういった場所から考えますと、やはり被害が出てからでは遅いということで、4本を切りたくて切るわけではないのですが、やむなく伐採させていただきたいという考えでおります。

○菊地委員

切りたくて切るわけではないというふうに今おっしゃいましたけれども、そういう倒木の危険についての心配と、万が一のことも含めて心配ということをおっしゃっているのだと思います。そうしますと、先ほど陳情者の方が述べられていましたけれども、小樽市史の中に、当時の市民会館が建設されたときに安達市長が、こういう大木になるには100年かかるのだから切るなというふうにおっしゃったという説が出てきます。そういうことを考えますと、市民会館のポプラの樹齢は、この文学館のところに立っているポプラよりはさらに年をとっているのではないかと思います。その市民会館のところに立てられているポプラの樹齢、それから倒木の危険についての認識についてお尋ねしておきたいと思います。

○教育部青木次長

市民会館のポプラについては、市の広報でもおたる坂まち散歩という形で掲載させていただいたところがございます。現在の文学館・美術館のポプラと一番大きな違いは、市民会館のポプラというのは、公園用地に一つのみ立っているということで、また、市民会館のほうで立てられたのは47年前、50年近く前の建設でございますから、その当時、現在のポプラより木は大きくなかったということが考えられます。

もう一つは、半世紀前の逸話ということでの広報での掲載でございますが、その後の社会での行政に対する損害賠償などいろいろな事例等もございまして、社会情勢もかなり変わってきたかなというふうに考えております。

### ○菊地委員

今、後半のほうでおっしゃった損害賠償うんぬんのところについて、もう少し詳しくお話しいただけますか。

### ○教育部青木次長

損害賠償の事例ということで、一つありますのは、皆さんご存じの奥入瀬溪流で、ここは特別公園なのですが、その木の枯れ枝が落ちて、それによって重傷を負い、後遺症を負われた方がいらっしゃいました。その方については、国と県を損害賠償で訴えていたわけなのですが、その結果については平成21年に最高裁のほうで国と県に対して1億9,300万円の賠償を命じた二審の東京高裁判決が確定したということでございまして、このような訴訟については50年前には社会情勢の中ではあまり考えられない、そういう時代だったのかなと考えております。

### ○教育部長

奥入瀬訴訟なのですが、最高裁のほうで判決というよりも、二審判決を支持して結審した、終わったということがあります。

ただ、私どももちょっと勉強させていただいたのですが、注目されるのは、二審判決の中で、奥入瀬の場所なのですが、現場は観光客が多く集まる場所で、安全性への社会的な期待は高かった。管理において、周回の安全点検が求められていた。こういうような指摘があるわけなのです。単に、その管理しているところがどこかということだけではなくて、その立地といいますか、その場所がどういう場所だったのか。要するに、観光客だとか、一般の通行人だとか、まさかこんな場所でこんなことがあるのということを前提として、そういうところは安全が確保されているのだというところで起きたという、この二審判決の意味は大きいと思うのです。

我々が申し上げましたのは、先ほど陳情者の方も言っていましたけれども、今も入船公園にポプラがあります。ただ、一方では、昭和56年8月23日だったと思いますけれども、大風のときに同じ入船公園のポプラ10本が軒並み倒れていたという事実があります。

ただ、あの場所は、文字どおり、市の中心部ですし、これからさらに旧国鉄手宮線を活用した整備をしていこうというところでもあります。そういった意味からも、私どもとしては、先ほど言いました安全性の社会的な期待が高い場所という考え方は持たなければならぬだろうと思います。そういう観点からも、今回、教育委員会として伐採をするというような判断をしたわけです。

### ○菊地委員

今、二審の判決も示しながら、安全性への問題について部長はおっしゃっていました。当然だとは思いますが、しかも、市民の憩いの場に、あるいは観光客の方の憩いの場になろうと、今、整備しているところですから、そういうことは当然なのですが、仮にポプラを残すとした場合には、その安全性、管理について、計画性なり、日々の点検なり、そういうものは求められるわけです。そういうことも含めたポプラを残すコンセプトについては、今、ずっと示されてきた計画に至るまでの間、検討されたことはあるのか、ないのかについてお尋ねしておきます。

### ○（教育）美術館副館長

ポプラを残すかどうかの検討の関係ではありますが、市役所関係部局、建設部であったり、観光部門であったり、何度も打合せをさせていただきました。その中で、いろいろ課題も整理させていただき、その課題を整理する中で、樹木医の調査も必要ではないかという、そういうまとめも一部にありました。市内に2人の樹木医がいらして、その方に頼むことまでは議論はしなかったのですが、やはり、最終的な議論の中では安全が第一だという結論となり、そういう方向性が早い段階から見えていましたので、そういった中では、ポプラを残して寿命を延ばして、広場にそのままの状態にいるということは考えにくかったということでございます。

### ○菊地委員

ポプラを残して、そこをどうするかということについて、シミュレーションはしなかったということですね。

## ○教育部長

繰り返しになる部分もあるのですけれども、今ある 4 本のポプラに一定の手を加えれば長生きできるかどうかという、そういう議論ではなくて、昭和 60 年にもう既に 1 本倒れているわけですから、私どもとしては、その危険性があるのか、ないのか、大丈夫なのか、異常気象と言われる中で、小樽でも大変強い平成 16 年のような台風が来るということも当然想定されるわけです。

そういった中で、私どもは改めて平成 14 年だと思いますけれども、北海道大学で、ポプラ並木のほうではなくて、中央通のポプラの伐採についての大議論があったという報告書的なものを読みました。それから、17 年 3 月に、北海道立林業試験場緑化樹センターというところから、16 年の大風のときに、道内の全部の市町村で街路樹と公園樹木で、どういう木が倒れて、どういう木が倒れやすかったのかというデータをつくって発表しています。そういうものを見ましたけれども、やはり、その中でもポプラの倒れた率が一番高いです。ちなみに、2 番目がニセアカシアというこの辺にもある木ですけれども、そういうデータも見の中で、ああいう立地の中で、このままポプラを残しておくという判断には至らなかったということでもあります。

## ○菊地委員

今お話しされた北大のポプラのこととかは、そういう資料を持って話し合いながら計画をつくってきたということですか。計画ができた後で、その資料を見たのではないですね。

## ○教育部長

最初から全部の資料を持ってということではありませんけれども、当時から、今、議会の中では本年の第 1 回定例会の新年度予算のときに市長のほうからポプラは倒さざるを得ないという答弁をさせていただいていますけれども、その時点から、例えば植物図鑑でポプラの木の性質とか、あるいは北大の植物園で北海道の木のいろいろな特質データを今、いろいろなデータが出ておりますから、そういったものも調べながら方向性を出したということでもあります。

## ○菊地委員

私も、北大の副学長が書いたものも読ませていただきました。なるほど、こういう危険性もあるのだと思ったのですが、ずっと読んでいてふと気がついたのです。今、小樽で起きている市民の要望が出てきたのと、この北大のときと何が違うのか。北大のときは、はっきりと樹木医が危険だと診断しているのです。そして、結局、切り取った後の株を見てみたら、中は空洞になっている。それは、事実を物語っていました。反対の声を受けて、何度となく北大の内部でそれをどうするかということを議論してしまして、やはり、今、小樽市で起きていることとはちょっと違うのだろうというふうに私の中では整理したのです。

なにしろ、今回の陳情が出てきた樹木医の診断では健康だというふうに言っていますし、そういう市民の動きがあったときに、入札をかけていますね。市民の署名を集めている動きとか、あるいは陳情が出てくるのではないのかという動きが見えているときに、整備に関する入札を行っています。そういうことでは、この議会でどういう結論になるのかということを、様子を見ながら入札をかけるというようなことは考えなかったのかということについて、お伺いしておきたいと思います。

## ○教育部長

何度も繰り返しになって大変恐縮なのですが、先ほども副館長のほうから、樹木医の結果について、それが違うとか、そうではないとか、そういう認識では全然ありません。繰り返しになりますけれども、一定の世話をすればまだこれから元気に生きていく木だという診断ですし、私どももそうなのだろうと思っています。専門家の方の診断ですから。

ただ、何回も言いますけれども、やはりポプラの木というのは台風には弱いです。それは、小樽市内でも実証されているというか、そういう経験は何度もありますし、北海道の緑化樹センターでの平成 17 年の調査結果でもそう

いうふうになっています。そういう現状の中で、今回、文学館・美術館を整備するときにあの木をどうするかという判断の中では、できるだけ危険木は除去していこうという考え方なのです。

小樽市にはいっぱい街路樹があります。風速80メートルくらいならみんな倒れると思います。それであれば、全部の街路樹をなくすべきかという、やはりそうはならないです。必要な中で、どれだけ危険木を除去していくかという判断の中で、今回はあの4本のポプラについては伐採をするという判断をしたということであります。

#### ○菊地委員

それについて、そういう判断をしたということについてはわかっているのです。ただ、市民からそういう要望があり、残せという声がある、そういう動きも始まっている。そして、そのことが今度の議会の陳情に上がってきそうだということをわかっていながら、整備にかかる樹木を切るということを含めた入札を行ったことについては、私は、同じ木を切るという結果に至ったにしても、北大と向き合う方向性が違うのではないかとこのところで疑問を感じています。教育委員会が、きちんと向き合っていこう、議論していこうという姿勢に欠けていたのではないかとこのことについてお尋ねしているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○教育部長

これは、前段でも担当のほうから申し上げたのですけれども、今回の4本のポプラを倒すかどうか、そういう議論からスタートしたわけではないということはまず御理解いただきたいと思います。あのスペースをどういうふうに整備していくのか。これは、教育委員会内部では2年も前から議論をさせていただきましたし、今年は新年度予算の査定のときに一定の方針を持って、議会の質疑の中でも考え方は提示させていただいた。そういった経過の中で、予算化し、第2回定例会では3,000万円ほどまた補正予算を組んでいただいて、それで工事に入っていくという、そういった仕事の流れの中でしているわけですので、端的に申し上げまして、その時期に陳情が出たので、事業として継続しているものを一旦止めるという考え方には立っておりません。

#### ○菊地委員

入札はかかったのですけれども、ポプラを伐採するということも含めた工事内容の入札だと思うのですが、入札にかかった後でも、整備計画の変更については可能なかどうかについてお尋ねしておきたいと思います。

#### ○（教育）美術館副館長

多目的広場の工事に係る設計変更の関係だと思いますけれども、例えば芝生の面積を増やしたり、ベンチを一つ多くするなど、そういった形の設計変更は、契約した後でもいつでも可能となりますので、その部分は可能と思います。○菊地委員

市民の安全性を第一に考えて、あの部分について整備をしていきたいという気持ちは当然理解できますし、私は陳情が上がった後でもあそこに3回ぐらい足を運んで、いろいろな角度から文学館・美術館のところを見てみたのです。ポプラの根元もじっくり見ながら、実は、あそこの堀とポプラについては、この小樽の商業的發展にゆかりの深い藤山要吉さんのお住まいではなかろうかという説もあったものですから、その辺についてはあまり定かなものはちょっとわからないのですけれども、やはり、この小樽の歴史を語るには、あそこを訪れた方々に小樽というまちを語っていくのに、このポプラについても一定の役割があるのではないかという思いも新たにしました。そういう意味では、市民の方々の、ぜひ残して、安全管理に努めながら、あそこの整備に役立ててほしいという気持ちもわかりますし、もっと歩み寄りができなかったものかという思いが非常にあるものですから、市民の陳情については理解していきたいという立場で、今、質問をさせていただいています。

北大のポプラについて、伐採されたという結果はありますが、そこに至るまでの経過と、今回の小樽の経過については、市民の皆さんに、結果、切られたとしても、教育委員会のこれまでの説明で本当に納得していただけるかという心配がありますし、危険だということについての市民の皆さんから出された陳情そのものについて、それを覆すお話はいただけなかったのかと思ひまして、質問をさせていただきました。

どちらにしても、あそこが、いろいろな方々の思いでこれからの新しい小樽の発展に寄与できる広場になっていくことは皆さん望む方向です。ですから、少しでも多くの方が納得のいくような形で発展してほしいと思うものです。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

---

○山田委員

◎桜ヶ丘球場について

私のほうからは、まず、桜ヶ丘球場について何点かお聞きます。

先般、私どもも野球の補欠として桜ヶ丘球場を使用させていただきました。桜ヶ丘球場と言えば、小樽でも屈指の古い有名な野球場でございます。

まず、桜ヶ丘球場の施設の面について何点かお聞きいたします。

その中で、まず、放送施設はどういうものがあるのか、また照明などについてはどういうものがあるのかをお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

桜ヶ丘球場の放送設備と照明設備ということでございますが、桜ヶ丘球場には、放送設備としてブースの中にマイク、スピーカー又はレコーダーなどがございます。それと、照明としては、4 基の照明設備がございます。

○山田委員

先般、使わせていただける段になり、マイク、スピーカー、レコーダーはちょっと見えなかったと思うのですが、相当使い込まれたような機器が置いてありました。この備品に関して、まず、更新計画とか整備計画がもしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、山田委員のお話にございましたとおり、私どもの体育施設は老朽施設がたくさんございますけれども、その中で、桜ヶ丘球場の場合は、設備については今のところ変更する予定はございません。

また、質問にございました放送設備は、最近ですが、接触が悪く、なかなか声が通らないという話もございまして、修繕をしたという状況でございます。

○山田委員

本当に予算のない中、こういう部分も節約して、老朽化していても使わなければならないという状況があると思います。こういうような状況でも、ライオンズクラブとか、ロータリークラブとか福祉団体がいろいろな形でこういうスポーツ施設にも善意の手を差し伸べていると思います。こういう団体には、もし機会があれば、こういう設備、照明だとか機器関係についても御相談していったほうがよろしいのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

社会体育施設については、先ほども申しましたが、大変老朽化している施設がございまして、トータルの設備等を含めて、桜ヶ丘球場の今お話がございました放送設備、これらについて、もしそういう機会がございましたら、そういう団体のほうに設備の改善、新規設置等の要望ができるのなら、お願いしてまいりたいと思っております。そういう機会がございましたら、ぜひ御紹介いただければありがたいと思います。

○山田委員

そういう方向で、ぜひお願いしたいと思います。

また、先般、北照高校の野球の練習風景も見させていただきました。特に、最近は打撃がいいものですから、ここはたしか両翼90メートルのフェンスだと思います。従来、ほかの球場ではどのような形で整備されているのか、もしその点で押さえたいれば、その広さについてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

桜ヶ丘球場の場合、お話のとおり、両翼が90メートルということで、センターまでが110メートルというような施設でございます。今、新しくできている球場ではやはりセンターまでは120メートルと広い球場が、本来、理想であろうかと思っております。

ただ、桜ヶ丘球場の場合は、敷地的な部分で、あれ以上伸ばしますと、後ろが道路となっているものですから、そういうことがなかなか難しくなります。ただ、方法としては、フェンスを高くするという方法を、以前、いろいろな団体の方からお話を伺ってございますが、それについても、経費の部分等がございまして、そこまで至ってございせんけれども、今、新たにできている球場としては、そういう大きい広さの球場ができていると聞いているところでございます。

#### ○山田委員

選手のほうからも、やはり現在の両翼90メートルでは球を追いかけていったときにフェンスにぶつかり、何人かがをされたということも聞いております。また、今後、球場整備のあり方についても、できればあと10メートル伸ばしていただければという選手の声も聞いておりますので、そういうような整備のあり方について今後とも考慮していただければと思います。

もう一つ、内野と外野の差で、土の部分と外野の部分が草になっている部分、ここにちょっと段差があることも聞いておりますので、その整備も入れていただきたいと思います。

#### ◎花園公園グラウンドについて

次に、花園公園グラウンドについて何点かお聞きします。

私も花園グラウンドにちょくちょく伺うのですが、先般、9月3日、また27日の豪雨によって、直線を引くと、上下に波が打つのです。まず、この状況を押さえたいのかお聞きしたいと思います。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

花園公園グラウンドにつきましては、整備等について朝野球連盟とか軟式野球連盟に協力いただきながら整備をしているところでございますけれども、今、委員がお話されたとおり、先日の大雨で土が大量に流れて側溝に入っていたという状況がございまして、グラウンドがいびつになっているという状況は聞いております。そういう中で、今は、側溝の清掃をしながら、砂がこれから出るのではないかと考えているのですが、状況を見ながら、今、これからどのような形で整備していいかということを考えているところでございます。

#### ○山田委員

その整備をされたことも何回か聞いております。やはり、グラウンドの土の質が合わないとか、それが風によっても吹き飛ばされる、今言ったように雨で流される、そういった部分もあると思います。例でいいですから、ちょっと押さえたい部分をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

土の関係で言いますと、前回、業者のほうにお願いしていた土が、ちょっと草の種が入っていたということで、まいたところから芽が出てきてしまって、草がグラウンドで伸びてしまったということがございますので、そのあたり、土の選定についてもう少し厳しくしなければならないということで、朝野球協会等に来ていただいた中で、土を何種類か持ってきて、その中で選定をしていただいて、やはりこういう土がいいだろうということで、今年度、新たにそういう土を入れて整備を進めている状況でございました。

## ○山田委員

多目的グラウンドという形で使われておりますので、利用者の利便性のいいような形で整備していただければと思います。

それに関連して、この花園の多目的グラウンドに球場を整備するというようなお話もちらっと聞いております。それは何年か後になると思うのですが、そういう構想があればお聞かせ願いたいと思います。

## ○（教育）生涯スポーツ課長

総合計画の前期実施計画の中で、小樽公園の運動場の改修に向けた検討ということ載せてございます。この中では、施設がどちらかというと野球で利用されるということが多いものですから、朝野球連盟とか軟式野球連盟等に話をさせていただいて、あそこをどういう形で整備していったらいいかについて、今、議論を進めさせていただいているところです。例えばあそこで野球をすると、今、2面ということで背中合わせにやるのですが、ボールをとるにしても、外野がふくそうして交差して、相手の顔が見えるという状況があり、危険ですから、あそこを一つにして整備したら野球場がきちんとできるのではないかという御意見も各団体のほうから出てきております。

そういう中で、いろいろな御意見をいただき、整備も含めてどういう方向がいいのかということを検討している最中でした。

## ○山田委員

その点についても、研究課題として私も押さえておきますので、今後ともよろしく願いいたします。

## ◎陳情第1175号（小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方）について

文学館・美術館のポプラ並木についてお伺いいたします。

先ほど菊地委員のほうからありましたが、この調査報告書の内容については、私も見る機会がございました。ポプラについては、もともとシンボリックな要素が強く、北海道にはヨーロッパからアメリカ、アメリカから日本に導入されたという経緯も聞いております。私の小学校、中学校でも校庭の間仕切り部分、また入り口部分にはこういうポプラがあったことを覚えております。

まず、この並木を残すと計画にどのような形で影響が出るのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

## ○（教育）美術館副館長

ポプラ並木を残すことの影響でございますけれども、繰り返しになりますが、従前は5本あったポプラの木が、昭和60年に1本倒れました。そのときに、残りの4本についてもかなり傾斜する形で風にあおられていたという経緯があります。そういうことを踏まえると、やはり市民や観光客など多くの方々が行き来する場所において何かあったら管理責任を問われることになりますので、やはり安全性を第一に考えまして、4本を伐採するという考えに至りました。

## ○山田委員

それでは、このポプラを切った場合、その整備内容について、私も見取図などを詳しくは見えていないのですが、その場合、ポプラにかわるようなものが整備されたところに出てこないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

## ○（教育）美術館副館長

ポプラの木のかわりのもの、代替樹ということでございますが、やはり緑は大切なものであるという認識を持っておりますので、かわりの木といたしまして、今考えているものがイタヤカエデです。最終決定ではないですが、街路樹として適していて、台風、風にも強く、根もある程度深く、そしてまち並みと調和のとれた形の代替樹ということで検討しておりまして、緑も含めた中で整備を行っているところであります。

## ○山田委員

今回の分庁舎の整備のあり方については、他市の状況としては、たぶん、甲州街道の移植とか、北大のポプラ並木には若木の植え替えとか、先般、昨年でしたか、栗山小学校のポプラでは、倒木した木を使った挿し木で、またその場所に植えるなど、いろいろな形で研究されていると聞いております。その部分について、例えば先ほど菊地委員からも出ました折衷案みたいな、そういう部分についてはどうお考えなのかお聞かせできればと思いますが、どうでしょうか。

## ○教育部長

今あるポプラというのは、ほとんど入り口のところに4本がかたまって、本当に3メートル間隔ぐらいで植わっています。私どもも、ここを整備するに当たって、ポプラと風との関係は先ほど申し上げましたので繰り返しませんけれども、やはり、一定程度の緑とか、通る方がここでちょっと休めるとか、そういった形のスペースにしたいということで、旧国鉄手宮線とあそこの広場の間に等間隔で一定の樹木を植えていきたいと考えております。

イメージとしまして、イタヤカエデということでは想定しているのですけれども、この木に決めたのは、結構ボリュームがある木で、木陰もできやすいですし、小樽市内では商大通りの上の第2大通りの上のほうに街路樹として使っていますし、道庁の北口あたりもイタヤカエデを街路樹に使っている場所があります。そういった意味で、バランスよく配置をしたいという考え方を持っております。

ですから、折衷案というのではないのですけれども、もちろん私どもはのっぺらぼうにして何もしないということではなくて、そういう形でこの広場の活用は考えているところであります。

## ○山田委員

私の言い方が悪かったのですけれども、例えば今あるような、成長すれば40メートルになるようなポプラではなく、例えば北大のポプラ並木はヨーロッパポプラですが、例えば新宿御苑のポプラはイタリアポプラ、また東京の街路樹ではカリナポプラ、ちょっと高さの低いポプラもあります。そういうものもいいのかと個人的には思ったのです。我々もポプラはシンボリックなものということでとらえているのですが、そういったものに対して、今回、4本を伐採するという形で計画されているわけです。先ほど菊地委員も言っていましたが、この整備を優先するとか、やはり憩いの場としての整理のあり方をもう少し詳しく市民に周知したほうがいいのかと私は思っていたのですが、その点について、再度、お聞きしたいと思います。

## ○（教育）美術館副館長

広場の整備のあり方にも書いてございますけれども、後ほど10月1日付けの広報おたるに、再整備への全体像について特集を組みまして周知させていただきます。そういう中で、当然、内部改修する場所についても記載しておりますし、広場についても、市民の方の理解を得られるような形で説明させていただいておりますので、そういう広報を皆さんに活用していただきたいと思います。

そういった中で、私どもは議会のほうにも整備のあり方について説明させていただきましたが、ここで基本的な考え方を説明させていただきます。

まず、小樽の観光資源である旧国鉄手宮線との一体感を図るということです。それから、市民や観光客が憩うことができるスペースをつくることです。また一方、文学館・美術館ですから、展示する作品の搬入路が必要になりますので、この搬入路も確保いたします。あと、身障者用の駐車場も確保します。最後に、小樽雪あかりの路、小樽がらす市などのイベント場所としても活用できるように整備しますので、こういった内容について市民に広報いたしますので、よろしくお願いいたします。

## ○山田委員

我々としても、ポプラの部分と、また整備の部分と2通り考えなければいけないと思います。ただ、今回示された分庁舎の改装計画については、より一層、市民の憩う場、集う場として整備されるということであれば、肅々と

進めていただければと思っております。

それについて、最後に、決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育部長

今、委員から御指摘がありましたとおり、私どもも、この分庁舎の建物というのは、市内の中心部にある、本当に少ない市の公共施設だと思っております。そういった意味では、単に文学館・美術館ということではなくて、観光客はもとより、一般の市民の皆さんも中心部にある施設に立ち寄ってもらうということで、市長のほうからもありましたけれども、あそこを文学館・美術館を中心とした文化芸術的な専用施設にして使っていこうという話があり、この2年ほど検討してきて、今回、この工事をするに至ったという経過になっております。その意味では、内部的には、生活安全課に移転してもらうとか、地下にいろいろなものがいっぱいあって、ぎくしゃくした部分もあるのですけれども、出してもらって、そこには文学館・美術館の関係のものを中心に入れる。それから、小樽雪あかりの路や小樽がらす市の基点になっているということもありますので、そういったことも意識しながら整備のあり方を考えるということで進めてきたところであります。

日本宝くじ協会の助成金は、1億円以上のお金をいただいているので文句を言うつもりは全然ないですけれども、あくまでも躯体を直すとか補修するということではなくて、市民が利用できる施設に改修をするという、それが宝くじ基金の目的なものですから、この議会の中でも建物のことについて、躯体そのものはどうなのだという御議論をいただいたことも私どもは認識しておりますので、それは、次の段階の課題としながら、まずは市民が活用できる、利用しやすい施設に改修していきたいと考えております。

---

#### ○横田委員

##### ◎陳情第1175号（小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方）について

ポプラの関連でちょっと話をさせていただきます。やはり、今、山田委員が聞かれたように、整備方針に示されていたわけですから、我々は、それをしっかりとやっていただこうということで予算を通したのです。

それで、私事で恐縮ですが、私は稲穂東8丁目で誕生しています。今の稲穂1丁目です。ですから、日銀とか、貯金局とか、あの辺は、色内駅の踏切がありますので、小さいころからよくポプラを、大きさはちょっと記憶にありませんけれども、見ていましたので、そういったノスタルジックに戻れば、残してもらうのは極めていいのかもしれませんが、ただし、るる御説明があったように、危険性の問題もそうですし、行政の計画の進捗のことも含めると、なかなかやむを得ない部分もあるのかというふうに思っております。

##### ◎パーソナルコンピュータについて

私のほうからは、財政は好転してきたとはいえ、まだまだ当然ながら予算を許さない。本当に節約できる、削減できるところは、1万円でも2万円でもしなければならぬという立場ですし、我々議員もしっかりとそういうヒントやアイデアがあれば、提言をさせていただいて、行政のほうでやっていく。そういう観点から、前回の第2回定例会の予算特別委員会では、庁内に数千台ありますパーソナルコンピュータのソフトの話をしていただきました。ほとんどの方が使っているオフィスソフトですね。ワード、エクセル、あるいはアウトルック等々を使っているのでしょう。一太郎を使っている方もまだおられるのかな、大分、ワード系、マイクロソフト系に変わってきていると思いますが、その費用が、前回質問したときには1パッケージが二万数千円と言っていました。それに数千台を掛けるとどんな額になるかわかりでしょうが、前回の復唱になりますけれども、例えば県レベルで三重県だとか、多くの自治体でマイクロソフトをやめて徐々にオープンオフィスという無料のソフトに変えていっています。それによって、本当に4,000万円、5,000万円と数千万円単位で節約ができているという事例が実際にあるわけです。これからも、そういった自治体は増えていく、それから企業なども増えていくと思うのです。

確かに、いきなりの切替えというのは、互換性があるとはいえども、使う人たちには多少の不便さというか、勉

強が必要でしょうし、苦勞が伴うと思います。ただ、少し苦勞することによって、仮に四、五千万円とは言わないけれども、学校の教育ソフトのほうはそれぐらいなるのかもしれませんが、2,000万円くらいかからなくなるということになると、市全体の財政の中では、小さいかもしれませんが、2,000万円という額は大変大きな額です。それを、この場合は検討してはいかがかというふうに申し上げたのですが、何かされたのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

前回のオープンオフィスの件で、ワードとかエクセルのかわりにそれを使ってはどうかというお話でしたけれども、私のほうでそのときに答弁したのは、窓口等で使用している業務のソフトにつきましては、それとの互換性がうまくいかないということで、将来的には合うのかもしれないのですが、今後、研究していきたいということで話をしたのです。今のところバージョンアップとか、その辺を注視して見ていきますけれども、まだ、今使っている私どもの業務ソフトと互換性がうまくとっていくことになっていないものですから、他市町村の様子を見ているという状況です。

○横田委員

情報システム課長としては、そう言うしかないのかもしれませんが。ただ、先ほど言うように、県レベルとか大きな企業でも使っているのです。セキュリティの問題もおっしゃいますけれども、それもきちんと知恵を使って、あるいは業者を使ってやると、その管理費が多少かかるでしょうけれども、相当大きな削減になるわけです。その互換性の問題は、今、使っているファイルを開くと、ちょっと形が崩れるということはあるし、表計算でも一部ならないものがあるのかもしれませんが、最初からそれをつくってあげればいいのです。この前もちょっと言いましたけれども、ワード、エクセル、本来のソフトはできるものは1台残しておけばいいのです。

言うほど簡単ではないかもしれませんが、少し汗をかいったり、苦勞していただくということです。たぶん、昔のワープロからコンピュータにかわっていくときに、皆さん方は大分苦勞されたと思います。いずれオープンオフィスというふうになりますので、そのためには、やはりちょっと研究していただきたいというのが1点です。これは、この前も言いましたので、これ以上は言いませんけれども、検討の場をつくっていただきたいと思います。

もう1点、今、庁舎内のコンピュータシステム、それから教育委員会、学校関係、消防とか病院等々ありますが、市長部局の本庁舎内のメインフレームを使ったり、サーバの関係があるのでしょうか、年間のかかるシステムの保守料など、維持管理を含めて経費はどのぐらいでしょうか。

○（総務）情報システム課長

平成21年度の決算ベースになりますけれども、1億5,900万円程度です。

○横田委員

教育委員会では。

○（教育）総務管理課長

ただいまの学校関係では、小・中学校で教育用753台、校務用で41台、計794台のパソコンがインターネット環境で使っておりますけれども、それにかかわる管理費用としましては、サーバのリース代、それからウイルスソフトも含めた保守点検、インターネットの回線料を含めて、年間で大体900万円となっております。

○横田委員

1億5,900万円でしたか。合わせて1億7,000万円ぐらい、そのほかに消防は言っていなかったのが金額はわからないと思います。あるいは、当然、病院なんかも結構な管理費用でしょう。

何を言いたいかというと、今、コンピュータのシステムも、こういった自治体とか、大きな企業に入り始めてから、第4世代に入ったと言われているのです。これは、値段も変わらないのですけれども、最初は汎用機で、ばかでかいメインフレームを使っていたり、それから徐々にサーバも当然これからは、クラウドコンピューティングで、インターネットを中心にすべての業務をやるということです。今、自前でサーバを置いたり、メールのアドレスを

全部自前でやっているのですが、そういうことは必要なくなるというか、なかなかうまく説明できませんけれども、グーグルに代表するように、非常に自治体向け、それから極めて大きい企業向けにサーバ管理をしなくてもよくなったのです。サーバ以外にもいろいろなことがあるのです。セキュリティも完璧ですし、それから容量を気にする必要がないのです。例えば、皆さん方のメールの容量はどうなのかわからないですけれども、無限に使えるのです。ですから、削除しなくてもいいわけです。それから、グループウェアとか、いろいろな面で進化的なコンピュータの使い方ができているのです。

そして、冒頭申したように、極めて費用の削減になる。今言った 1 億数千万円、幾らになるかは別にしましても、一例を上げると、グーグルという会社をご存じでしょうけれども、その一つのアカウントを年間使うのに 6,000 円だそうです。1,000 アドレスだから 600 万円、2,000 でも 1,200 万円、ウェブだけで考えますと 10 分の 1 以下です。そのほかにもいろいろな機能があるので、もちろん、先ほどから言うように、直ちに移行すれとは言いませんけれども、研究をしていただきたいのです。そのクラウドコンピューティングをしっかり勉強すると、例えば自前で持っているサーバも要らなくなるわけですし、管理も要らなくなる、運用面では非常に楽になります。もちろんいいことばかりではなく、いろいろな情報管理が必要かもしれません。繰り返しになりますけれども、これもやはり職員の方々に苦勞していただいて、本当に 1 万円でも 2 万円でも節約していただきたいというのが私の質問の趣旨です。これについてお考えがあれば、お聞かせください。

#### ○総務部長

あまり詳しくないので、基本的な考え方について話をさせていただきますけれども、前回の議会でも御質問をいただいて、少し勉強会をしながら、先般もたまたまこの自治体クラウドの勉強会を内部でやりまして、2 時間ほどレクチャーを受けたのですけれども、一つは、やはり小樽の今の IT 関係というのは、ほかの自治体に比べても少し遅れぎみです。ご存じのとおり、先ほどありましたが、ようやくサーバ方式に今変えようとしています。ところが、進んでいるところはもう次の世界に入ってきています。ここの部分の遅れというのは、サーバ方式を通り越して一発でそちらへ行けるかという、これはまたなかなか難しい部分だと思います。

今、情報に関する勉強会というか、研究会を立ち上げ、行政における情報の進め方というものを庁内のメンバーで少し勉強会をして、ポイントを絞りながら自治体の受ける情報について、特に小樽における基本的な指針みたいなものをつくろうと思っています。情報化計画と言いますと、なかなか縛られて大変なものですから、また歩みが早いものですからついていけないということがありまして、指針をつくろうということで今はやっております。その中で、たまたま先ほどお話にあった部分も検討の一つに入っておりますので、これはやらせていただきたいと思っています。

それから、経費の問題がありましたが、小樽市全体で約 2 億円、こういう事業にかけております。ところが、全道の平均をちょっと調べたのですが、ほかの市で 10 万人都市だとおおむね 5 億円から 6 億円をかけています。そういう意味では、小樽市は、お金をかけずに、ある意味では辛抱をしながら、古い機械を使いながら、自前で修正をしながらというやり方をしてきたのです。ところが、残念ながら、今、いろいろな医療や税や保険で制度改正ばかりあって、非常にお金がかかるようになってきました。そういう中では、今、御指摘の部分を含めて、本当にお金のかからない方式をとっていかないと、これからの財政負担は大変厳しくなると思います。ですから、御指摘の部分を含めて、今、勉強会を始めて、そう時間をかけないでやろうと思っていますので、その成果をまた議会の中でも報告させていただきたいと思っています。

#### ○横田委員

もう終わりますけれども、小樽の某社の事例が出ています。ここは、完全アウトソーシングしているのです。それで 1,800 万円です。それでも、4,000 万円から 5,000 万円節約できたということです。規模は、そんなに大きくない企業です。それから、総務省が、本年 5 月に自治体クラウドということで、自治体のいろいろな情報もクラウドで

やりましょうという流れになっているわけです。ですから、小樽市も先取りして、サーバのお話が出ましたが、サーバもやはり自前で機械を持っていると、どんどん陳腐化していくのです。ただ、企業はこれが仕事ですから、どんどん新機種に更新していく、それを我々が有料で使わせてもらうという形で提供されています。消防の音楽隊の30万円もなかなか復活できない厳しい財源状況の中で、うまくやれば何千万円も節約できる可能性のあるところには、今、総務部長が言われたように、しっかり勉強会を立ち上げたり、検討の機関を立ち上げていただいて、やっていただきたいと思います。

やはり、ITがすべてとはもちろん言いせんけれども、小樽市もお金を使っていないわりにはITの使い方は素晴らしいと言われるようになっていただけることをお願いして、私の質問を終わります。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 6 分

再開 午後 3 時 24 分

#### ○委員長

休憩前に引き続きまして、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

#### ○斉藤（陽）委員

##### ◎陳情第1175号（小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方）について

陳情第1175号に関連してお伺いいたします。

各委員が触れられておりますので、若干の重複があるかもしれませんが、観点の違いということもございますので、順を追って伺ってまいりたいと思います。

まず、ポプラ類、こういう樹木は、今の場合はヨーロッパポプラという種類だそうですが、一般論として木質が非常にもろい、それから根が浅いと言われているようでございます。街路樹には向く樹木なのか、向かない樹木なのか、その理由も含めてお答えをいただきたいと思います。

##### ○（教育）美術館副館長

ポプラが街路樹として適しているかどうかという御質問ですが、先ほど、次長から答弁させていただいた内容と重複しますが、平成16年の台風18号の被害の状況であります。北海道立林業試験場緑化樹センターがまとめた報告書によりますと、当然、ポプラの被害率が一番高く、倒れた本数の率も高かったのですが、その報告書の中身は、管理がしやすく、腐朽も少なく、強風にも根返りすることなく傾くだけで踏みとどまる木としてイタヤカエデが大変よろしいという報告を受けております。そういった中では、ポプラの街路樹としての適性については、なかなか難しいのではないかというふうに思います。

##### ○教育部青木次長

ポプラの木が街路樹に向くか向かないかという御指摘でございますが、先ほど副館長から答弁させていただきましたとおり、平成16年の台風の結果を受けて調査をしたところ、ポプラ類につきましては、根返りと言いつて根っこから倒れるという被害が非常に多く、また、幹が途中から裂けたと想定される幹折れの被害も多かったということがございます。そういうことから、ポプラ類については、一般的に街路樹には向いていない樹種であると考えております。

### ○斉藤（陽）委員

あくまでも一般論ですけれども、市内の街路樹の保有状況というものが、この平成21年度版の小樽市統計書の81ページに載っております。その中で、国道、道道、市道と分かれていまして、小樽市の道路での高木の数が4,015本となっておりまして、その中で、ポプラ類が2本という記録になっております。非常に少ないということだと思いますが、こういう事実は、街路樹としては不向きだということの実証例というふうに見てよろしいでしょうか。

### ○教育部青木次長

今、委員がおっしゃられた小樽市統計書の街路樹の保有状況でございますが、一部、ちょっと補足がございます。総本数とあるところが高木の数になりまして、市道では高木の数が4,015本ございます。そのうち、ポプラ類については2本となっております。

ちなみに、本数が多い樹種を申し上げますと、ナナカマドが1,047本、プラタナスが293本というような状況になってございます。

このように、ポプラ類が市道に限って街路樹として非常に少ない、2本しかないということは、一つには、街路樹の選定に当たっては、その時々管理者の判断、市民の要望等もありますけれども、その結果、選ばれてこなかった木がポプラということで2本になったと考えます。

ちなみに、市内の国道、道道におきましては、両方ともゼロということで、ポプラ類は植えられておりません。

### ○斉藤（陽）委員

国道、道道についてはない、市道において、2本しかないということです。

具体論に入りまして、具体的にこの当該問題になっているポプラがこの場所に植えられた経緯について、先ほどちょっと触れられたと思いますけれども、先ほどの御答弁では、昭和27年に小樽地方貯金局の建設に際して二、三年ものの苗木が植えられたというふうに伺ったのですが、一説によれば、先ほどもありましたけれども、小樽の藤山要吉邸というものがある、その邸内にもともと植わっていた木だという説もあるやにお聞きします。いわゆるこの場所に今回のポプラが植えられた経緯と、その後の所有者の変遷、あるいは樹齢等の推定にかかわるようなこと、それから、当初、最初の時点で何本ぐらい植栽されたのか、そういうことをできるだけわかる範囲で教えてください。

### ○（教育）文学館副館長

文学館美術館の建っている場所が、戦前、藤山要吉氏の土地であったということは、当時の土地台帳を見れば、そのとおり記載されております。藤山要吉氏というのは、市内随所に土地を持っておられまして、ただし、この藤山要吉氏は昭和13年に富岡町の自宅で亡くなっていらっしゃいまして、同じく富岡町に別邸もございましたから、藤山要吉氏自身が色内町に居住したということはないというふうに思っております。

昭和10年ぐらいの電話帳を見ますと、当時、藤山良三という人が文学館・美術館のあたりに住んでいるのですけれども、この人は、藤山要吉氏の養子になった人で、元古谷良三といい、藤山海運の取締役などを務めた人なのですが、恐らくは、この藤山良三氏の居宅がこちらにあったと思います。当時の写真は、残念ながらほとんど残っていないのですが、一部だけあるのですが、残念ながら全体はわかりません。

その後、戦後、その土地がどのように変遷したか、国有地になったかというところは、確かに公的な資料は残っていないのですが、やはり、先ほど答弁申し上げましたように、昭和27年に建物が建てられたときに、その設計者の指定で、当初はマキという指定だったのですけれども、その後のやりとりの中でポプラを5本植樹されたものというふうに考えております。

### ○斉藤（陽）委員

結局は、当初から植栽された本数は5本であって、昭和27年ごろに二、三年の苗木として植えられたのだという押さえでよろしいですね。

○（教育）文学館副館長

そのように考えております。

○斉藤（陽）委員

わかりました。

次に、また一般論に戻りますけれども、一般的にポプラの類が成木になるには何年ぐらいかかるのか。それから、いわゆるポプラの寿命がどのくらいなのか。当然、個々の木がいつ寿命が尽きるとか、そういうことはわからないわけですが、一般論としてどうなのですか。

それと、このポプラの種類は、ヨーロッパクロポプラと言うそうですが、一般的な成木になる年数とか寿命と比べて、このヨーロッパクロポプラという種類が例外的に特別な種類なのかどうか、その点について確認したいと思います。

○（教育）美術館副館長

初めに、ポプラが成木になるのは何年になるかという御質問がございませけれども、大変申しわけありませんけれども、手元に資料がなくて、今ここで答弁できませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

また、寿命についてですけれども、植物図鑑、あるいは単なる図鑑等で調べた限りでは、寿命に関する記述が実際になかったという状況です。それで、北大のポプラ並木を伐採したときに、その報告書が書かれておりますけれども、その報告書の中では、一般的に50年から60年の寿命と言われているという記述があります。また、ポプラの寿命ですけれども、路上とか、その場所、さまざまな環境によっても寿命は変化するのではないかというふうに考えております。

さらに、ヨーロッパクロポプラということで、文学館・美術館のはそのポプラなのですが、他のポプラと同じような寿命ではないかと考えております。

○斉藤（陽）委員

特別、例外的に寿命が長いとか、成木になるのに特別年数がかかる種類だということはないようだと思っております。詳しいことがもしわかりましたら、教えていただきたいと思います。

そういうことで、植栽された経緯うんぬんから考えると、大体1950年ぐらいに誕生し、現在までに年数で言うと60年経過しているポプラということで、いわゆる一般的な寿命には近いのではないかと、結構な老木と言っていいくらいの年数はたっている木だろうと思います。

そのような、いわゆる老木という形のポプラについて、一般的にこういうポプラ類に対して、どういった手入れや管理が必要だと言われておりますでしょうか。

○教育部青木次長

寿命に達していると思われる、つまり老木となったポプラの管理をどのようにされているかということでございますけれども、それにつきましては、植えられている場所によるところが大きいと考えております。

一つに、ポプラというのは、牧場など開けた場所の境界などの目印として多く植えられてございますけれども、そういうような場所であれば、通常、成長に任せて伸ばして、自然と倒れても、それについてはそのままにしておくというような状況かと思っております。そうではなくて、一定の人家に近いところとか、人の通るようなところに生えているポプラということになれば、私どもがいろいろ調べた中では、幾つか管理については、断幹と言いまして、幹の上のほうを切る、それから枝を払う等によって、風の抵抗を減らしたりするという処置、管理を行うというふうに聞いているところでございます。

○斉藤（陽）委員

もう1点確認したいのですが、市の分庁舎として管理されるようになってから、当初5本あったポプラのうちの1本が倒れたと言われております。その具体的な情報について、いつ、何年何月何日に倒れたのか、そのときの天

候はどうだったか、あるいは風向、風速、あとは、どの位置からどの方向に倒れたのか、そういった部分です。それから、具体的に倒れたことによって被害があったかなかったか、どういう被害があったか。それから倒れた時の状況ですね、空洞があったとか、根が腐っている部分があったとか、あるいは病虫害に侵されていたとか、倒れる木の状況もいろいろあったと思いますので、そういった部分についてわかっていることがあればお知らせいただきたいと思います。

#### ○教育部青木次長

5本あったうちの1本のポプラが倒れましたのは、昭和60年9月1日に台風が本道を通過し、その台風のとときに倒れました。正確には、2日の早朝に倒れているのが発見されたという状況でございます。

それで、倒れたポプラというのは、5本並んでいううち一番手宮寄りのポプラでございまして、それが現在の文学館・美術館の駐車場に面した玄関の方向に倒れています。幸いにして、玄関のすぐそばまで来たけれども、夜間だったということもあって駐車車両や器物等への被害はなかった、そういう状況でございます。

また、昭和60年9月1日の天候の状況でございますが、この日は、台風の通過した日でございまして、この台風13号は、風台風というより大雨をもたらした台風であります。9月1日の1日の降水量が112ミリ、1時間の最大降水量が31.5ミリということで、非常に雨の強い台風でございました。

また、風についてでございますが、最大風速が北の風6.7メートル、最大瞬間風速は北西の風12.7メートルございました。先ほど申し上げましたように、風の台風というよりも雨の台風だという例示をさせていただきますと、最大風速の6.7メートルということでございましたが、同じ9月の6.7メートルを超える最大風速を記録した被害は4日間ございました。また、最大瞬間風速12.7メートルを超えて観測された日が同じ9月で8日間あったという記録がございますので、特段、風につきましては、この9月1日の風がほかの日に比べて非常に強かったということはない、そういう天候でございました。

そして、倒木の状況でございますけれども、当時、分庁舎は経済部のほうで管理していたものですから、その当時を知っている方に尋ねたのですが、朝、連絡を受けて倒木の状況を見て判断したけれども、木のうろとか、あるいは病虫害の状況などについては、記録にないといえますか、特段、その点について意識して見ていなかったのか、はっきりした記憶はないというふうに聞いてございます。

#### ○斉藤（陽）委員

特に、大きな空洞があるとか、腐朽が進んでいるとか、虫がついているとか、そういう記憶には残るほどのものではなかったということだと思います。

今伺ったもので、ちょっと気になったのは、手宮側の一番手宮寄りということは、風向きが北の風、あるいは北西の風ということで、風当たりが一番強いというか、風に最初に向かっている部分だったと思います。特段、強い風ではなくても、その風向き等によっては木が倒れてしまう。特に、見た目で特別倒れやすいと思わなくても倒れてしまったということかというふうに考えられます。

次ですけれども、いわゆる倒れる前の時点で、その管理者として外見的に、いわゆる危険な状況というもの把握されていたのかどうか、倒れそうな兆候があったのか、あるいは専門家が見ればそういう兆候があったのかもしれないけれども、特別専門家ではなかったのか、本来は把握すべきだったかもしれないけれども、把握できなかったという意味で見逃していた、本当は兆候があったのか、そもそも兆候がなかったのか、その辺についての判断をお聞きしたいのです。

#### ○教育部青木次長

倒れる前に外見的にポプラに危ないという兆候があったのかなかったのか、それが専門家から見てわかるものであるか、素人でもわかるものかという御質問でございます。当時、管理していた者に確認しましたところ、特段、ポプラの木が要注意木だという注意を払って毎日のように観察していたわけではないけれども、通常の庭の管理と

して日常観察を行う中で、そのポプラについて危険だとか、外見から見て危険だというような兆候はなかったというふうに聞いております。

また、専門家であればわかるものか、あるいは素人ではわからないものなのかというところになりますが、倒れた後にその倒木の状況については観察したということでございますが、そのときにも、特段、外見から見て倒れる等の予兆を感じさせるような兆候はなかったということでもあります。

#### ○斉藤（陽）委員

いわゆる善良な管理者の注意といいますか、善管注意義務といった範囲の注意の限りでは特別危険だというふうには思わなかったということだと思います。そういった点からいくと、外見的にいわゆる倒木しそうだという兆候がなくても、我々の意識としては、突然、倒れてしまうということがあり得るというふうに考えてよろしいですか。

#### ○教育部青木次長

さまざまな事例があるということで、すべてにわたっての判断は難しいかと思いますが、先ほど部長のほうから話をしました北大の中央通のポプラ並木を平成14年1月に12本伐採した経過がございます。その報告書の中に記載されているものでございますが、今、私が申し上げた中央通のポプラではなくて、一般に観光客の方が北大のポプラ並木と言っているところでございますが、その中にあるポプラが、13年9月2日ですけれども、本当に青々と茂っていたポプラの樹木が風のない日に倒れてしまったということで記載がございます。当然、北大でも学校内の危険木についての議論をしている中でございましたから、そのように大きな木が、突然、風のない日に倒れたということが事例として報告されております。

#### ○斉藤（陽）委員

次に、いわゆる損害賠償責任という意味での管理責任ですけれども、伺いたいと思います。

現状、文学館・美術館の敷地内にある4本のポプラが、公の道路側、あるいは広場側、いずれにしても突然倒れて、通行中の車両、あるいは、そこに損害を及ぼしたという場合に、いわゆる管理者としての責任はどのようなものだとお考えでしょうか。

#### ○（教育）美術館副館長

例えという話で、倒れて被害を生じた場合のことですけれども、管理者責任といたしましては、やはり被害の状況にもよりますけれども、ある一定程度の被害に遭われた内容の補償はしなければならないというふうに考えております。管理責任といっても幅が広いので、その被害者がどういう形で、どういう状況で被害をこうむったかということを勘案しまして、市としては責任があるという判断の中、対応していかなければならないと考えております。

#### ○斉藤（陽）委員

何らかの損害賠償責任は負わざるを得ないという押さえかと思いますが。

いろいろな状況を伺いたいのですが、突然倒れた、その時点で樹木医が倒木の危険はないという診断をしていた。そういう状態の中で、何の兆候もなく倒れたというような場合に、ただし、その樹木医が倒木の危険はないというのは、絶対に倒れないという意味ではないですね。当然のことながら、蓋然性は高くないという意味での危険はないという診断ですから、絶対に倒れないと保証しているわけではないです。その点は含んでおかなければならないのですけれども、樹木医が倒木の危険はないと診断している状況で突然倒れた場合に、管理者の責任はどうかというのがまず1点です。それから、台風とか、非常に悪天候下で、いわゆる自然災害、不可抗力によって倒れて、たまたまそのときに通行人、あるいは通行車両に損害を与えたというような場合はどうか、この二つのケースの場合について御判断をお伺いしておきたいと思います。

#### ○教育部長

なかなか難しい問題で、私の段階で答弁できるかどうかということはあるのですが、後段、委員が言われました例えば台風とか、そういった場面で、これは自然災害なのかどうかということ、どんな保険でもそうと思

うのですけれども、一つの問題であると思います。基本的に自然災害では、その管理責任はないというのが定説だろうと思っています。ただ、もう一方では、管理上で瑕疵があったのかどうか、管理する側について、そこがもう一つの焦点になるのだろうというふうに思っています。

ですから、台風が来て倒れたのだから仕方ない、これは自然災害なのだという部分と、台風が来たけれども、地域として管理をしていれば倒れなかったのではないのか、管理をしていなかったからこういうふうになったのではないのかというところが、先ほど奥入瀬の話もさせていただきましたけれども、やはり最高裁までいくという判断に立っているわけなのです。

ですから、丈夫な木が突然倒れたという場合、きっと丈夫な木は倒れないと思うのです。根の周りを掘ったかどうかかわらないけれども、何らかの原因があったのです。その原因として管理上の瑕疵があったのかどうか、そういう判断になっていくというふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、やはり、今、奥入瀬の二審判決というのは、あそこは皆さん通ってください、観光客の方に来てくださいと言っている場所であり、来るほうは、当然、ここは安全だろうという前提で来るのです。けれども、木が落ちたというところで、奥入瀬の判決があったのだろうというふうに考えております。私どものイメージとしては、60年のときに1本倒れています。あそこでまた倒れて、これは市民の方がけがをしたら困ると、その思いが1番目にあるということは御理解いただきたいと思います。

#### ○斉藤（陽）委員

確かに、観光客の方にしても、あるいは市民の方にしても、市の美術館・文学館の付近は安全だ、安心だと信頼して来ていただくわけですから、そういったところについては、市として、当然、安全に注意をしきちんと管理するという責任が生じているものだろうというふうには思います。

次に、現在の位置に4本ポプラが立っているという場合に、万が一、事前に何かの兆候があって、どれか1本あるいは2本が、場合によっては全部が倒木の危険が認識されるような状態になった、ちょっと倒れそうだ危ないという状況になったときに、道路を通行する人や車に対して、立入禁止、あるいは通行止め等の措置をとることが、あの場所で可能なかどうかという危険回避策の可能性という部分についても確認しておきたいのですが、いかがですか。

#### ○（教育）美術館副館長

ポプラの木に倒れやすい兆候があった場合の御質問ですけれども、現実、そういう状況を確認したときには、管理者としては、当然、必要な措置を講ずることになるのですけれども、万が一、倒れた際には、やはり、日銀前ですと、交通量が非常に多いところであり、通行禁止にするということがかなり難しい状況ではないかと考えております。影響は大きいと思います。そういった中で、そのようなことにならないような対策を講じて進めたいとは思いますが、考えとして、通行止めはちょっと厳しいという思いでおります。

#### ○斉藤（陽）委員

最後ですけれども、将来、非常に蓋然性が高い、もう絶対そうなのと言っているわけではないのですけれども、将来起こるかもしれない危険性がゼロでないということであるとすれば、現時点でそれを伐採する以外にその危険を避ける有効な方法はあるのか、現在、伐採する以外でその危険を避けるべき有効な方法で考えられればやっているのでしょうか、今、さらにもう一步踏み込んで考えてみて、そういった別の方法は考えられるのか、考えられないのか、その部分を確認したいと思います。

#### ○教育部青木次長

将来起こるかもしれない危険がゼロではないという場合、伐採以外に有効な手だてはないだろうかという御質問でございますが、先ほど少し申し上げましたように、倒れる危険性があった場合には、一般的な手法としては、断幹ということで、幹の上のほうを切るという手法があります。又は、枝払いということでの対応はできるといま

す。

ただ、以前にも、ポプラにつきましては、伸びすぎて危険だということで伐採を何度かしてございますが、そのたびに非常に見た目が悪いということで御批判もちょうだいしておりますし、また、北大で平成14年1月に12本伐採に至ったときの検討段階でも、断幹あるいは枝払いという手法についても検討したけれども、その報告書などを読みますと、これらの手法を用いることは、木の寿命を短くする、木を傷めるものだという判断から、そういう手法をとらず、伐採するということに至ったということでございますので、現時点では伐採するのがいいのではないかと判断しております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○佐々木委員

##### ◎財政再建推進プラン実施計画について

まず、今回報告がありました財政再建推進プラン実施計画についてお聞きします。

今回、ずっと平成21年度までの経過等を見させていただきました。その中で、特に実施できなかった事項に絞って何点か見ていきたいと思います。

財政再建推進プラン実施計画平成21年度取組状況の3ページのところにあります新たな歳入の確保のところ、有償サービスの創出という項目があります。これは、17年度からずっと準備中及び検討中のものとなっていますけれども、具体的にこの内容についてまずお知らせいただきたいと思います。

#### ○（財政）笹山主幹

この有償サービスの創出についてですけれども、これは市が所有しております備品などを有償で貸し出すというものであります。

#### ○佐々木委員

そうすると、これが検討中で実施できない理由というのは何ですか。

#### ○（財政）笹山主幹

市が所有しています備品について、貸し出した場合、その管理面に問題がありまして、現在も実施に至っていないということです。今後についても、現実的に実施については難しいものと考えています。

#### ○佐々木委員

難しいということですね。

それから、その次の公平で適正な負担のあり方の行政サービスの範囲と負担の見直しのところに、原価算入方式導入の検討とあります。これも平成17年度から今年度まで全部検討中ということになっていますけれども、これに至る経過、実施できない理由は何ですか。

#### ○（財政）笹山主幹

原価算入方式導入の検討の項目についてでございますけれども、使用料につきましては、4年ごとの改定を実施しておりまして、料金の目安、その設定については主に道内の主要都市の料金を参考にさせていただいてまして、この原価算入方式を導入して、道内の平均を上回った場合、市民の皆様にとどの程度負担していただくのかという問題があります。例えば、市の関連施設だと一定の配慮が必要になってくる施設がございますので、今後とも料金設定の目安としては道内主要都市の平均を一つとしまして、原価算入の仕方、方法についても、検討してまいりたいと思っています。

#### ○佐々木委員

そうすると、今後についてはさらに検討していきたい、こういう押さえでいいですか。

次に、減免制度の見直しのところで、これは各委員会等でいろいろ出てきておりますけれども、入湯税課税免除の見直しということについて、結果的には今は実施に至っていないということの理由、それから取組についてお聞きします。

○（財政）笹山主幹

入湯税課税免除の見直しですが、対象となります温泉事業者と、見直しについては、これまでも協議を進めてまいりましたが、昨今の経済情勢の悪化ということもございまして、なかなか理解が得られていないのが現状であります。これについては、今後とも交渉を続けてまいりたいと思っております。

○佐々木委員

入湯税の金額は幾らですか。

○（財政）市民税課長

現在、温泉施設の経営者の方々に提示させていただいている内容では、50円の課税をお願いしているところあります。

○佐々木委員

そうすると、その50円に対しても、一応、財政効果ということがありますから、当初見込みではどのぐらいを予定していたのですか。

○（財政）市民税課長

現在、この課税免除されている利用者は、約67万人程度いらっしゃいます。そういう部分で、1人50円免除しておりますので、収入的には3,500万円弱ぐらいの収入になるのではないかと考えております。

○佐々木委員

これは、平成17年度から21年度までの中でずっと検討してきたということで、今後という話になっていますけれども、そのめどはあるのですか。

○（財政）市民税課長

平成15年以降、継続して話をさせていただいておりますけれども、やはり、ネックになっているのは温泉施設等の利用者数が年々減少傾向を示しているということです。特に、日帰りの施設の利用者数は、15年以降、毎年減少しているという傾向が続いております。こういう中で、値上げをした場合に、これを何に転嫁するかという部分では、当然、入湯税というものは利用者に負担していただく税ですから、利用料金にはね返るというのがあります。そうしたときに、ますます利用者数が落ちるという心配が一つあります。さらには、利用者に転嫁しない場合に、施設経営者のほうで負担するとなりますと、結局、厳しい経営状況をさらに圧迫するような状況になるということもありますので、利用者数の減少傾向がとまって上向きになるような利用状況の環境にならないと、すべての施設経営者からの御理解が得られないのではないかと考えております。

ただ、今後も、粘り強く話し合い、あるいは市としての立場も説明させていただかなければならないと考えてございます。

○佐々木委員

行政サービスの向上で、コンビニ納付の検討ということについても載っています。ここの部分については、水道料金と下水道使用料については実施済みということになっておりますけれども、部分的にも実施したということになれば、ここは丸を打ち込んでもいいのではないかと思いますけれども、この米印がついた、実施できない理由は何ですか。

○（財政）笹山主幹

コンビニ納付の検討の項目でございまして、これにつきましては、コンビニエンスストアに支払います手数料等のコストの問題がありまして、これを考慮しますと、効果と比較した場合、なかなか実現するのは難しいと

いう判断です。それから、他都市の例を調べましても、必ずしも収納率の向上にはつながっていないという部分もございますので、一部ではございますけれども、行政サービス向上ということにはなりますが、今のところコンビニ納付については難しいというふうに考えております。

○佐々木委員

今回、改めて財政再建推進プラン実施計画に基づく取組状況ということで報告がありました。この推進プラン実施計画は平成21年度で終わりですね。そういう意味で総括をしてみますと、先ほど主幹が言われましたように、おおむね実施できたという評価でありますけれども、その内容等についてもう一回お願いします。

○（財政）笹山主幹

推進プラン実施計画について、これまでの総括でございますけれども、平成17年に財政再建団体転落も現実のものとなるというような背景からこれまで進めて来まして、人件費の削減、あるいは市民の皆さんの御協力等もございまして、ここまで来られたと思います。

一方で、財政対策として他会計の借入れもやっているのが現状でございますので、これまでの取組はこのまま継続しながら、21年度でこの計画は終了ということでございますけれども、財政健全化計画も一方でございまして、これは23年度に累積赤字を解消するという形になっていっていますが、21年度の決算を踏まえると、1年前倒しで進めているということもございますので、財政健全化計画の見直しもこれからしていく中で、また新たな計画については今後検討していきたいと思います。

○佐々木委員

今後、未実施の部分について、どのように取り組んでいくのかお答えください。

○（財政）笹山主幹

未実施の項目につきまして、先ほど説明させていただきましたけれども、まず有償サービスの創出については、当初、想定していました備品などの有償での貸出しというのは、ちょっと現実的ではない、また別な形で実施したいと思っております。

それから、原価算入方式導入については、使用料及び手数料の改定は4年ごととルール化しておりますので、どんな形で算入をするのがいいのか、これも引き続き検討していきたいと思います。

入湯税の項目については、市民税課長のほうから説明させていただきましたけれども、今後も粘り強く交渉していきたいと思います。

コンビニ納付については、費用対効果もございまして、今のところ導入は難しいというところでございます。

それから、実施していない項目の中で、もう一つございます。それは、3ページの中ほどに事業評価システムの確立ということで、これは未実施ということで整理させていただいております。事業評価については、これまでも数回にわたりまして試行はしていますけれども、判定基準が難しいことがありまして、現在、担当課の主観的な判断にとどまっています。このため、これまで行った試行の分析、あるいは他都市の導入状況などを調査、検証しながら、評価の目的、それから対象、手法などを検討しているところでありまして、できましたら今年度中の一部実施、あるいは試行に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木委員

参考までということで、平成21年度の取組効果額が出ておりますけれども、相当大きな金額になるだろうと思いますので、17年度、18年度、19年度、20年度の取組効果額がわかれば、参考までにお知らせください。

○（財政）笹山主幹

取組に係る効果額ということでございますけれども、その効果額の整理の仕方としましては、一般会計の一般財源を前年度と比較しまして、どれだけ減っているのかということで整理しております。平成17年度につきましては20億3,700万円、それから18年度は16億9,100万円、19年度は10億3,800万円、20年度は7億5,200万円、そして21年

度が記載のとおり 4 億 5,900 万円となっております、合計しますと 78 億 9,200 万円となっております。

○佐々木委員

◎災害指定避難場所について

次に、災害指定避難場所について、現在、小樽市の災害指定避難場所は 66 か所というふうに認識しているのですけれども、これの時系列的な経過についてお答えください。

○（総務）杉本主幹

災害時の指定避難場所についてということでございますけれども、当初、学校関係といたしまして、屋内体育館に收容するというので、まずは市内の小・中学校を指定しております。その後、市内の公立及び私立高等学校を追加で指定しております。小学校 27 校、中学校 14 校、計 41 校、それに高等学校 9 校が指定になっております。

さらに、学校関係に加えまして、ある程度、人数の收容が可能な市の施設を指定しております。主なものとしては、塩谷、銭函のサービスセンター、それから保育所が 5 か所ほどあります。あと、大きなものでは総合体育館など 15 か所、これにつきましてはもともと学校であった旧堺小学校とか、現在の教育委員会の庁舎も含まれます。

学校関係、市の施設以外といたしましては、桃内町内会館を指定避難場所としております。

以上、合計で 66 か所の指定となっております。

○佐々木委員

呼び方なのだけれども、先ほど旧堺小学校、それからもう一つが教育委員会と言いましたか。

（「はい、小樽市教育委員会です」と呼ぶ者あり）

旧堺小学校は教育委員会の場所でないでしょう。新たな場所でしょう、教育委員会は。

○（総務）杉本主幹

旧堺小学校は、その名のとおり、もともと堺小学校だった東雲町の水天宮のところですよ。それから、教育委員会の建物は、旧東山中学校、貯金局の向かいになっております。

○佐々木委員

教育委員会が避難場所というのはちょっとなじまないという感じがするのですが、その変の押さえはどうなのですか。

○（総務）杉本主幹

教育委員会の建物そのものを指していますけれども、まず、避難者の收容場所としては、屋内体育館ということから始まっております。指定の際に、各管理者のほうに、施設名等を確認しておりますので、その際にこの名前と言われた名前で指定をしております。

○佐々木委員

旧東山中学校に体育館があるでしょう。あそこを指しているのかということなのです。

○（総務）杉本主幹

屋内、それからグラウンド、建物を全部ひっくるめてということでございます。

○佐々木委員

教育委員会庁舎と、そういうとらえでいいのですか。

それで、全部で 66 か所を災害指定避難場所としていますから、この組み方は経過を踏んで今日まで来ているというふうに思いますが、その場合、先ほど出ました桃内の町内会館があります。これを含めて考えてみたいのですけれども、この公共施設、管理者の責任者、桃内町内会館というのは現在、町内会館ですね。公共施設ではないのですか。その管理者はだれなのですか。

○（総務）杉本主幹

管理者というのは、桃内町会で管理しておりまして、管理者の代表は桃内町会会長となっております。

### ○佐々木委員

なぜ私がこういうふうに聞かといいますと、何かあったときに必ず管理者がいるという部分で、問題なくきちんとできているという前提に立って話が行くものですから、どこにどう連絡をつけたら管理者がいるのかという対応がなかなかつかないものですから、明確にしっかりとした管理者がきちんと位置づけられているというふうに私は思いたいのです。今はちょっと不十分なところがあるかなというふうに思ったのです。事があったときには、必ず管理者のところに外向いていくだろうと思うのです。

そういうことで考えて、指定以外の避難場所です。今、町会のほうに協力要請が来ています。万が一あったときに対応できるかどうかということを含めて、調査も含めて来ているのですが、この扱いはどういうふうになるのですか。

### ○（総務）杉本主幹

指定以外の避難場所といたしましてまずお願いしているのが、各町内会館でございます。各町内会館につきましては、過去に御協力いただけるかどうかということで、町内会館を管理しております各町会のほうに照会いたしまして、例えば台風通過、それから比較的小規模な災害時の自主避難先として、その地域の住民から町内会館に避難をしたいという依頼があったときに、一時避難場所として使わせていただきたいということで了承をいただきました町内会館が、現在、市内で72会館ございます。

### ○佐々木委員

恐らく、町内会館もそういうつくりになってくれば、いわゆる災害の避難場所としての体をなしていくというか、そういうことが必要になってくるのだろーと思えますけれども、緊急避難場所は今後どういうふうにして取り組んでいくかという考え方について、いわゆる耐震構造も含めて地域における学校は避難場所になっているということですから、今後、66か所を継続していくのか、少し絞っていくのか、その辺のところを含めて、施設のあり方はどういう考え方で進めていくのですか。

### ○（総務）杉本主幹

まず、指定避難場所としての施設ですけれども、これからのことを考えていけば、当然、高齢者も増えてきておりますので、要するに避難場所として使用可能であれば、随時、拡大する方向で進めていきたいと考えております。

### ○佐々木委員

その条件整備に係る予算なども頭の中に入れているのですか。

### ○（総務）杉本主幹

避難場所として指定しましたところにつきましては、特に避難場所として使うことに対しての費用負担というものは発生してこないのですけれども、先ほど申し上げました小・中学校、高等学校、いわゆる学校関係につきましては、非常用食料とか、海に近いところの学校であれば毛布等の配備を行っております。そういったもので予算づけをしているという状況です。

### ○佐々木委員

これからのことになるのだと思いますけれども、避難場所になっている管理責任者が、事があったときには、どれだけの人がどこに来て、そしてどういう処置をしたかという、その情報収集はこれまでもしていると思うのだけれども、今後どうしていきますか。

### ○（総務）杉本主幹

各避難場所につきましては、各避難所に避難してきた方々の名簿をそれぞれの避難所で作成することとしておりますので、それで避難者について把握していきたいと考えています。

### ○佐々木委員

### ◎学校施設の一般開放について

学校施設等の一般開放ということで、この事業内容についてお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

学校施設の開放ということで、生涯スポーツ課のほうでは、スポーツ・レクリエーション活動の活用ということで、市民の方に学校を開放してございます。

○佐々木委員

学校等といいますから、具体的に言うと小学校、中学校がありますけれども、対象は市民としています。どういう施設で、どういう内容で行っていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

スポーツ開放といたしましては、市内の27小学校のうち、若竹小学校を除く26校でスポーツ・レクリエーション、バレーですとか、卓球ですとか、いろいろな活動で御利用いただいているところでございます。

○佐々木委員

これも、現在、小学校については27校でしょう。この開放事業をやり始めたのはいつからですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

この開放事業は、たしか昭和40年から開始していると思います。

○佐々木委員

昭和40年、一遍に行ったわけでないですね。時系列的にお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

大変申しわけないのですが、昭和40年から開始しておりまして、当初は何校かという形でやっておりますが、平成に入りましてからは、前に幸小学校、堺小学校等がございましたときにはそちらも入っていまして、堺小学校がなくなってから現在の26校に変わっている状況でございます。後ほど、改めて資料として報告申し上げたいと思います。

○佐々木委員

これも、希望者が結構多いのだろうというふうに思いますけれども、この後の一般開放というのは、増やしていく方向でしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現在も、利用延べ団体数は、毎年、徐々に多くなっておりますけれども、学校施設の利用等につきまして、開放日の中の六、七割ぐらいなのかなと思っております。ですから、各利用団体からも今のところさらに拡大してほしいという要望がないものですから、今後さらに、例えば中学校とかそういうところの開放ということについては、今のところは考えていないところがございます。

また、中学校につきましても、クラブ活動等で利用しているということもあるものですから、開放するといってもなかなか限度があると思います。また、管理上の問題も含めて、そこら辺も今後の中では要望が出てきた際には検討していかなければならないと考えているところでございます。

○佐々木委員

もう一つ、スポーツ関連の部分はいいのですが、文化面のところで開放しているところがありますね。

○教育部青木次長

学校施設開放の中で、文化開放ということで、文化活動に対して開放しているところが市内の小学校で2校ございます。1校は、量徳小学校の視聴覚室、もう1校は稲穂小学校の校舎、クラブハウスなどの特別教室ということで、この2校で文化開放をしております。

○佐々木委員

これは、量徳小学校と稲穂小学校に絞ったわけは何ですか。

### ○教育部青木次長

量徳小学校と稲穂小学校に絞ったというのは、当初は民間開放に対する御要望などをいただいて、当時の細かいいきさつはわかりませんが、文化開放の場合、特に音楽については音を出したりするというので、外に音が漏れる等で、適した校舎を探していた中で、量徳小学校の視聴覚室が文化開放ということで選ばれたというふうに認識しています。

もう一つは稲穂小学校でございますが、稲穂小学校は、建設された当初から地域の活動などに使えるようなということでの多目的の部分をつけてございます。クラブハウスを活用しながら文化開放をするということで、そういう経緯から、稲穂小学校のほうは文化開放に携わっているというふうに考えております。

### ○佐々木委員

それで、量徳小学校のほうは、視聴覚室を使って開放しています。ご存じのとおり、量徳小学校の学校そのものが開放できなくなるという状況になります。ここの扱いについてはどういうふうに考えますか。

### ○教育部青木次長

量徳小学校では、現在、3 団体、いずれも吹奏楽、音楽ということで、音楽関係の団体が利用してございます。これらの団体の皆さんと話し合いをしていく中で、それぞれ、現在、量徳小学校で長く使われているということもありますので、それぞれの団体から御希望を聞きながら、量徳小学校が廃校になった後の代替えの開設場所ということで、現在、話し合いをさせていただいているということです。

### ○佐々木委員

文化面のところは、量徳小学校、稲穂小学校以外に増やしていくという方向にはないのですか。

### ○教育部青木次長

毎年、この両小学校の募集をしているところなのですが、現在の使用している団体以上に増えているというよりも、逆に団体が減少しているところもございますので、第一義に言いますと利用者の要望ということが一番大きいかなと思いますが、その利用者の要望の状況などを見ながら、今後の増設等については考えてまいりたいと思います。

### ○佐々木委員

学校サイドも含めて、学校の利活用といいますか、そこが中心となってくる今後の問題だと思いますので、こういう環境の条件整備はしっかりしていかなければならないと思って質問しました。

### ◎総合的な学習の時間について

次は、総合的な学習の時間について聞いておきます。

一般に、総合的な学習という位置づけは、振り返れば、1998 年、平成 10 年、学習指導要領の改訂の際に特設されたもので、一方的な知識やスキルを習得させる教育に対して、みずから学び、みずから考える教育が設定されたものであるというふうに認識しているのですが、教育委員会のほうとして、この総合的な学習の時間が導入された背景をどのように認識しているのでしょうか。

### ○（教育）指導室主幹

総合的な学習の時間の導入についての御質問でございますが、背景といたしましては、平成 8 年 7 月に、中央教育審議会の答申がございまして、その中で、これからの変化の激しい社会を担う子供たちを育成するためには、確かな学力、豊かな心の育成、健やかな体の育成、いわゆる知・徳・体の生きる力が大切であるということがありました。それを受けて、先ほど委員がおっしゃいました平成 10 年の学習指導要領の改訂がございました。

この中で、総合的な学習の時間は、みずから課題を見つけて、みずから学び、みずから考え主体的に判断するなど問題解決的な学習又は体験的な学習を通してそのような力を身につけていくことをねらいにしてスタートしたというふうに認識しております。

### ○佐々木委員

昨今、ところが、いわゆる学力の低下問題等があって、この時数がいろいろと取りざたされて減っていきました。部分的な改訂があったと思うのですが、その経過についてはどうですか。

### ○（教育）指導室主幹

今、時数の削減というか、少なくなったということについての御質問かと思いますが、それぞれ小学校、中学校において、各教科における基礎的、基本的な知識、技能の習得や、それらの活用を図る学習活動を充実する観点から、小学校では国語、算数、理科、中学校においては国語、社会、数学、理科、外国語等の授業時数が増加する一方、総合的な学習の時間については時数を縮減しております。その時数につきましては、小学校三、四年生では総合的な学習は105時間が現行ですが、これが70時間に、そして小学校五、六年生では110時間が70時間に、これは平成23年度からということになります。中学校におきましては、中学校1年生が70時間から100時間の間なのですが、これも、これが50時間に、そして中学校2年生が70時間から105時間が70時間に、中学校3年生が70時間から130時間が70時間に、これは24年度からです。このように削減されております。

### ○（教育）指導室長

総合的な学習の時間は、平成14年度の学習指導要領の改訂から導入されて、今、主幹が言いましたとおり、23年度からまた小学校は新しくなります。その間、時数については変わっておりません。

それで、23年度から縮減されるということなのですが、総合的な学習の時間で行われている体験的な学習や課題解決的な学習は今後とも重要性があるということなのですが、これらの学習にとって各教科の知識、技能を活用する学習を一層充実することも重要であるということから、総合的な学習の時数を削減して、国語や理数等の時数を増加することとなりました。これにより、習得、活用は主として教科で担い、探求は主として総合的な学習で担うという各教科と総合的な学習の時間との役割分担が明確になり、連携が図りやすくなったということになっております。

### ○佐々木委員

一つだけ言うと、総合的な学習の時間の意義というか、取組は、学校生活においても非常に重要なものだと思います。私も、現場にいたときから、学校はみんながそろってわかる授業、そして楽しい学校づくり、これがテーマだったと思います。そういう面では、学力の問題はどうしても教科の問題になってきますので、今、いろいろ学力テストが何番だ、どうだという話になりますけれども、学校現場では、やはり総合的な学習、体験学習、これが重要な意味を持っていると思います。

それで、この項の最後になりますけれども、小樽での取組の成果をお聞きます。

### ○（教育）指導室主幹

本市の取組ということで、市教委の取組になりますけれども、ご存じのように、小樽市学校教育推進計画2次計画の中の重点目標1にも、確かな学力の育成において、各学校では総合的な学習の時間のねらいの明確化、それと小・中学校の連携という部分も一つの実践項目として示しているところです。

市教委としましても、総合的な学習の時間の発表会として、その成果について交流をしたり、学びの広がりを図るということで、これまで4回、学習発表会を実施してまいりました。延べ、大体26校ほどの参加を見て、子供たちがそれぞれの学校、お互いの学びについて確かめ合ったり、お互いに生き生きと伝えたり、学習内容の発表の仕方などをほかの学校の子供たちから学んだり、そういう学習意欲や表現力が高まっているというような報告を受けております。

### ○佐々木委員

### ◎陳情第1175号（小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方）について

陳情が提出されておりますポプラ並木の関係です。

最初に、もう一回、復習になりますけれども、文学館・美術館の再整備計画をお知らせください。それと、進捗状況をお聞きします。

○（教育）美術館副館長

初めに、文学館・美術館の再整備計画につきまして答弁させていただきます。

文学館・美術館は、これまで、市の分庁舎に、簡単に言えば間借り的な感じで使用させていただいていましたが、平成22年度から文学館・美術館の専用施設として位置づけられ、整備する財源も日本宝くじ協会の助成事業を活用しながら、22年度当初予算に計上し、また、補正予算も計上しながら進めているところであります。

再整備の概要ですが、日本宝くじ協会の財源の使い方、使い道は制限がありまして、不特定多数の者が多く訪れるもの、そういうものに受け入れられるような改修をしないという条件がありますので、建物の中の内部1階、3階、地階については内部の改修だけになります。また、現在、駐車場で使われている部分の外構工事、今後、多目的広場となりますが、多目的広場につきましては、先ほど答弁させていただいた内容の繰り返しになりますが、旧国鉄手宮線との一体感を図ること、それから、市民ギャラリーとか文学館・美術館の関係する物品等を搬入する道路をつくること、また障害者用の駐車場をつくること、そのほかには小樽雪あかりの路、あるいは、小樽がらす市などのイベント場所として活用するというのを考慮して整備を進めております。

整備の関係で、工事につきましては、広場の工事と、それから1階と地階の工事については、既に入札を行い、契約を済ませているところであります。

○佐々木委員

先ほどから話が出ているポプラの問題ですけれども、計画に着手したのが、これでいくと何年になって、ポプラの伐採に係る分についての判断をしたのはいつで、そして再整備にかかり、それを進めていくめどはどのようになっていますか。

○（教育）美術館副館長

再整備に取りかかった年度といいますと、平成20年度から専用施設に向けて検討を進めました。そういった中で、広場の改修のあり方ということで、関係各部と協議しながら、最終的にポプラの木を伐採するということにつきましては、21年4月28日の政策検討会議の中から、ポプラの木の伐採について市内部で協議し、そういった形で現在まで進めている状況です。

○佐々木委員

政策検討会議で検討したということですが、その検討会議の内容と、伐採に至る判断をした根拠をお願いします。

○教育部長

最終的に判断するというのは、これはどうしても予算措置との兼ね合いでありますので、教育委員会内部としては、平成21年度の段階で一定程度方向性をまとめて、22年度の予算化に向けて、工事概要といいますか、建物の内部、それから外構も含めてまとめていきました。それで、予算特別委員会の議論の中で議決をいただいたというふうに理解をしております。

○佐々木委員

そのときに、ポプラの伐採について、いろいろ検討をした内容をお知らせください。

○教育部長

繰り返しになりますけれども、当初から堀と、それからポプラについても、いろいろな場での議論の中でも、残すべきという御議論もありましたし、一体として利用していくためには撤去すべきといった議論もございました。最終的には、ポプラが風に弱い、倒れる可能性があるという判断の中で、新年度予算の編成時期と合わせて、教育委員会としてはポプラの伐採の方向を決定したということでございます。

○佐々木委員

判断した決め手というのは、先ほどから話が出ているように、防災という観点で議論を組み立てていった、こういうことでいいのですか。

○教育部長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

私の経験です。近所にもアカシアがあったり、ポプラがあったけれども、結局、雨の関係で、根が浅いと致命傷だと私は思っているのです。根が浅いということが倒れる大きな原因でないかと認識をしていたのです。

あのポプラの立っているところは、先ほど藤山要吉さんのどうのこうのと言われたけれども、このところは記念樹として植えたわけではないのですね。その認識はどうですか。

○教育部長

そのとおり、何か記念をするものとして植えたものではございません。というのは、ちょっと御理解をいただきたいのは、もともと貯金局が植えたもので、それをそのまま市が引き継いでいるものですから、貯金局が植えたときに何か記念したかどうかというのはわかりませんが、市の認識としては、記念樹という認識はございません。

○佐々木委員

いわゆるいろいろな木がありますけれども、これは記念樹として残さなければならないということなどで残している。例えば、西陵中学校の場合も、あそこにたくさんあったけれども、整理をして一つの木を植えていったという経過があります。そういう意味で、あそこの場所を伐採してしまって、そのままではないと。先ほど聞きましたら、それにかわるものとして植栽をして、そこを整備していくという考えということで私は理解するのですけれども、それでよろしいですか。

○（教育）美術館副館長

ポプラの木を伐採する代替樹をバランスよく、旧国鉄手宮線との一体感を持ちながら、調和のとれた植栽を今考えております。また、それに加えて、芝生とか花壇を整備しながら、開放的な広場をつくっていきたいと考えております。

○佐々木委員

今まで陳情の部分については、相当、やはり審議の充実ということもあって、いろいろとやりとりもさせてもらいました。今回の陳情については、それぞれの疑問や考え方をお互いにやりとりしました。そういう面で考えれば、あそこの場所は、これから観光客も来る関係もあるし、やはり目玉になる場所だというふうに思います。先ほど話していたとおり、予算の関係もありますが、やはりつくって喜ばれる、そういう場所であってほしいという願いを持っています。そういう面で、これからの景観も含めてしっかりやってほしいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 53 分

再開 午後 5 時 24 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

公明党、斉藤陽一良委員。

#### ○斉藤（陽）委員

公明党を代表し、陳情第1175号小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方について、不採択を主張して討論を行います。

陳情趣旨は、教育委員会が倒れたときに危険だから伐採するとしているのに対して、樹木医の診断ではまれにみる健康木で倒れる危険性もなく伐採の必要性もないとの結果が示されたことにより、市の伐採理由には何の科学的根拠もないことがわかった。したがって、計画を変更して、ポプラ並木を保存するように求めているものであります。

しかし、この委員会の審議でも明らかになったように、全体で5本あったポプラのうち、1本は現実に倒木した事実があり、木の健康、不健康にかかわらず、その木の立っている位置、周辺の土地利用の状況や交通の状況、樹齢などを総合的に考慮すれば、倒木についてその蓋然性は高くないにしても、万が一という倒木時における人的及び物的損害を考慮すれば、その危険を未然に防ぐという観点から、当該ポプラを現時点において伐採することはあながち不合理とは言えないものと考えます。むしろ、絶対に倒れないという保証もない以上、伐採はやむを得ないと言わざるを得ません。

したがって、陳情第1175号は、不採択の態度を表明し、討論いたします。詳しくは、本会議で述べます。

#### ○委員長

共産党、菊地委員。

#### ○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第41号は可決、新たに付託された陳情第1174号及び第1175号については、いずれも採択を主張し、討論をします。

非核港湾条例案については、核兵器廃絶に向けた世界的な流れに呼応していく立場に立って、ぜひとも制定を求めるものです。

陳情第1147号です。室内水泳プールについては、定例会ごとに署名数が積み上げられ、1日も早い建設を望む、その声が日々大きくなっています。総合計画の前期実施計画の中に、プール建設の実施設計が記載されていますが、1日も早い建設をと望む陳情であり、これまでの市民の大きな、その絶え間ない運動を顧みますと、この民意は妥当であり、これまで継続審査になっています室内水泳プールの早期建設を望む陳情と同様に、願意は妥当、採択を主張するものです。

陳情第1175号につきまして、小樽市の歴史を語るに欠かせない旧国鉄手宮線と一体感を持たせた整備でもあるわけですから、ポプラも含めた風景の一部になっている、こういった財産を残し、安全対策を施していく方策もあるのではないかと、市民の陳情に対して歩み寄る、そういう姿勢もあったのではないかと、そういった思いを込めて採択を主張するものです。

継続審査中の案件についても、詳しくは本会議で述べますが、第1161号を除き、いずれも採択を主張して討論いたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1175号について採決いたします。

採択とすることに賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第41号について採決いたします。

可決とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第1004号、第1005号、第1170号及び第1171号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号及び第1174号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。